

令和 2 年度

上越市の男女共同参画の取組

新潟県上越市

はじめに

当市では、平成 14 年 3 月に「男女共同参画基本条例」を制定するとともに、平成 23 年 3 月に「第 2 次男女共同参画基本計画」を策定し、男女が互いの人権を尊重しつつ責任も分かち合い、個性と能力を十分に発揮でき、様々な利益を等しく享受できる男女共同参画社会の実現に向け、市民や地域、事業者等の皆さんと共に、多様な取組を推進してきました。

第 3 次基本計画では、これまでの取組を継承しつつ、男女が等しく参画するための社会環境整備の分野において、「男女共同参画を正しく理解できる社会づくり」「男女共同参画を実践できる環境づくり」「女性が活躍できる社会づくり」「推進体制の整備」の 4 つを基本目標に掲げており、配偶者等からの暴力防止・被害者支援の分野では、「暴力を許さない社会づくり」と「被害者等への支援」を基本目標に掲げています。

令和 2 年度は、これら 6 つの基本目標を基に、前年度の取組実績や評価などを踏まえつつ、必要な見直しを加えながら第 3 次基本計画で定めた目標の達成に向けて取組を進めてきました。

これら令和 2 年度に実施した男女共同参画の事業概要について、上越市男女共同参画基本条例第 21 条（施策の実施状況の公表）に基づいて、各種施策の実施状況を公表させていただきますので、御高覧いただければ幸いです。

今後も市民と行政の連携によるまちづくりを目指しながら、男女共同参画社会の実現に向け、様々な施策に取り組んでいきたいと考えております。

上 越 市

目 次

はじめに

目 次

市の施策の実施報告	1～28
◆第3次基本計画に基づく令和2年度取組実績	1～16
◆第3次基本計画に基づく令和3年度実施計画	17～28
各種審議会における女性委員登用の現状について	29
男女共同参画推進センターに関する事業報告	30～35
◆女性相談事業	30～31
◆男女共同参画事業	32～35
令和2年度男女共同参画推進センター講座開催実績	36～39
令和2年度情報紙「ウイズじょうえつからのおたより」一覧	40
ウイズじょうえつ 2020. 6. 25号	参考資料1
ウイズじょうえつ 2020. 9. 25号	参考資料2
ウイズじょうえつ 2020. 12. 25号	参考資料3
ウイズじょうえつ 2021. 3. 25号	参考資料4

市の施策の実施報告

市では、令和2年度においても第3次男女共同参画基本計画における2つの分野に対応する6つの基本目標、17の重点目標、35の施策の方向に基づき、男女共同参画社会の実現に向けた取組を体系的・計画的に進めました。

これらの取組については、毎年、計画に基づき進めてきた取組の内容や実績の評価を行い、合わせて、当該年度の事業を計画し、その結果を市民の皆さんに公表することとしています。

令和2年度に市が行った男女共同参画に関する取組について、A～Dの4段階で評価した結果を以下のとおりまとめました。

第3次基本計画に基づく令和2年度取組実績

○ 計画に基づき取組を進めている93の取組のうち、目標を達成したと評価する「A」の項目が77、ほぼ達成したと評価する「B」の項目が12、未達成の「C」が3、未実施の「D」が1となっており、令和2年度の総括としては、「目標を達成」又は「ほぼ達成した」とする取組が全体の95.7%となっており、今後さらに改善・工夫等を図っていく取組はあるものの、全体的には概ね目標は達成できたものと考えています。

事業評価結果

評価	事業数	割合
A	77	82.8%
B	12	12.9%
C	3	3.2%
D	1	1.1%
計	93	

表中、「評価」の項目は、設定した指標値等に対して実績値や実施状況を評価したものです。

(評価値)

- A 目標は達成された
- B 目標はほぼ達成された
- C 目標に達しなかった
- D 目標は立てたが実施しなかった

第3次基本計画に基づく令和2年度取組実績【総括表】 □…女性活躍推進に関連する重点目標

施策の分野【2】	基本目標【6】	重点目標【17】	施策の方向【35】	事業数	A:達成	B:ほぼ達成	C:未達成	D:事業未実施
I 男女が等しく参画するための社会環境整備	1 男女共同参画を正しく理解できる社会づくり ▶ 重点目標：4 ▶ 施策の方向：8 ▶ 事業数：20	(1) 男女共同参画についての理解の促進	①広報などを通じた継続的啓発活動の推進	重複1 3	重複1 3			
			②男女共同参画の基本的知識の周知啓発の推進	1	1			
		(2) 男女共同参画の視点に立った社会制度・慣行の見直し	①出前講座など地域への積極的な啓発活動の実施	5	1	3	1	
			②あらゆる分野における固定的性別役割分担意識解消への周知啓発活動の実施	2	2			
		(3) 男性にとっての男女共同参画の推進	①男性における男女共同参画の意義の理解促進	1	1			
			②男性の家事・育児・介護等への参画の促進	2	1	1		
		(4) 子どもへの意識啓発の推進	①保育園、幼稚園及び学校教育の場における男女平等教育の徹底	3	3			
			②教育関係者への意識啓発と男女平等教育に関する調査研究の充実	3	2	1		
	2 男女共同参画を実践できる環境づくり ▶ 重点目標：4 ▶ 施策の方向：9 ▶ 事業数：30	(1) 労働環境の見直しの推進	①ワーク・ライフ・バランスの浸透	4	3		1	
			②男女の均等な待遇の確保など男性中心型労働慣行の改善の更なる推進	4	3	1		
			③職場におけるあらゆるハラスメントの防止の取組	1	1			
		(2) 子育て、介護への支援の充実	①男女共同参画の視点に立った子育て支援施策の充実	6	6			
			②男女共同参画の視点に立った介護支援施策の充実	1	1			
		(3) 生涯を通じた女性の心と体の健康支援	①女性の性と生殖に関する健康と権利（リプロダクティブ・ヘルス/ライツ）の普及啓発	2	2			
			②生涯を通じた健康保持への支援及び健康相談の充実	9	6	3		
		(4) 貧困等により困難を抱えた男女が安心して暮らせる環境の整備	①生活困窮者の自立促進の支援	1	1			
		②ひとり親家庭等への支援の充実	2	2				
	3 女性が活躍できる社会づくり ▶ 重点目標：3 ▶ 施策の方向：6 ▶ 事業数：15	(1) 女性の能力発揮への支援	①女性の人材育成に向けた各種講座の開催	3	1	1		1
			②女性の再就職への支援	3	3			
		(2) 企業、団体、学校、地域等における方針決定の場への女性の参画推進	①女性人材の情報収集、整備、提供	重複1 2	重複1 1	1		
		②女性の参画情報の調査、公表	重複1 2	重複1 2				
(3) 市の施策・方針決定過程への女性の参画拡大		①市の各種審議会等へのクォータ制の活用による女性の参画推進	重複1 3	重複1 2		1		
		②女性職員の積極的な登用	2	2				
4 推進体制の整備 ▶ 重点目標：2 ▶ 施策の方向：4 ▶ 事業数：17	(1) 男女共同参画推進センターの充実	①男女共同参画に関する情報発信の強化	重複1 3	重複1 2	1			
		②市民や活動団体への支援	2	2				
	(2) 男女共同参画社会を目指す全庁的な取組の推進	①市職員への研修会の実施	4	4				
		②男女共同参画の考え方に基づいた施策の推進	重複1 8	重複1 8				
II 配偶者等からの暴力防止・被害者支援	1 暴力を許さない社会づくり ▶ 重点目標：2 ▶ 施策の方向：4 ▶ 事業数：8	(1) 暴力防止に関する人権教育の推進及び啓発	①配偶者等からのあらゆる暴力の根絶と防止に向けた啓発	2	2			
			②セクシュアル・ハラスメント等の防止に向けた啓発	1	1			
		(2) 相談窓口の充実	①女性相談事業の充実	2	2			
			②その他相談機関との連携	3	3			
	2 被害者等への支援 ▶ 重点目標：2 ▶ 施策の方向：4 ▶ 事業数：6	(1) 発見通報体制の整備・被害者の安全な保護	①制度や体制、法律の認知のための周知活動の推進	1	1			
			②被害者への安全確保のための情報提供	3	3			
		(2) 自立への支援	①生活再建の支援	1	1			
			②同伴者への支援	1	1			
合計（重複登載分を除く合計）				93	77	12	3	1
				達成率	82.8%	12.9%	3.2%	1.1%
				目標達成状況（構成比）	95.7%		4.3%	

＜施策項目別評価総括表＞

I 男女が等しく参画するための社会環境整備

1 男女共同参画を正しく理解できる社会づくり 5 号～6 号 【20 事業】

- ▶ 「A」評価…14 事業、「B」評価…5 事業、「C」評価…1 事業、「D」評価…なし

「C」評価とした「地域に向けた男女共同参画の啓発活動や出前講座の開催」は、コロナウイルス感染症拡大の影響により、企業や学校などで会議や集会等の開催を自粛することが多く、出前講座を開催する場が失われたことによるものです。地域における男女共同参画の啓発活動として重要な事業ですので、引き続き出前講座の開催を通じて市民への意識浸透を図っていきます。

「B」評価とした 5 事業についても、コロナ禍における講座等の中止による影響があったものの、男女共同参画を啓発する出前講座の実施や教育分野での男女平等教育の授業公開や教育関係者への意識啓発と男女平等教育に関するアンケートを実施するなど、概ね目標を達成する取組を行うことができました。

2 男女共同参画を実践できる環境づくり 7 号～10 号 【30 事業】

- ▶ 「A」評価…25 事業、「B」評価…4 事業、「C」評価…1 事業、「D」評価…なし

「C」評価とした「事業者等へのワーク・ライフ・バランスに関する意識啓発」は、講座を開催し定員の 7 割以上の参加を目指すという目標に対して、実績が定員の 3 割ほどの参加であったことによるものです。講座の開催においては、今後も広く周知や情報提供をするとともに、参加対象への積極的な働きかけを行っていきます。

3 女性が活躍できる社会づくり 10 号～11 号 【15 事業】

- ▶ 「A」評価…11 事業、「B」評価…2 事業、「C」評価…1 事業、「D」評価…1 事業

「D」評価の「スキルアップを目的として認定職業訓練機関が開催する各種講習会の情報提供」は、後援や共催をする講座の開催がなかったため、広報に講座情報を掲載することができなかつたもので、事業としては実施しなかったという結果となりました。

また、「審議会等における女性委員登用率の向上」は、女性登用率の向上・女性参画の必要性を呼び掛けてまいりましたが、結果として、市の委員会・審議会全体で 28.2% の登用率となり、前年度比で 0.9 ポイント下降する結果となり「C」評価としました。今後も、女性の参画促進のための意義や必要性などの啓発活動を図るほか、審議会等の委員の選任に係る条例や要綱等を踏まえつつ、充て職や関係団体への推薦依頼などにおいて見直しができるところは改善を検討しながら女性委員の登用率向上に向けて取り組んでいきます。

4 推進体制の整備 12 号～13 号 【17 事業】

- ▶ 「A」評価…16 事業、「B」…1 事業、「C」「D」評価…なし

「B」評価とした「男女共同参画に関する図書を購入し、市民へ情報提供と情報発信を行う」については、貸出し冊数・人数ともにわずかに目標に届かなかったものです。市民への男女共同参画に関する情報提供と情報発信を目的に、図書コーナーの充実と周知を図り、引き続き市民への利用を促していきます。

II 配偶者等からの暴力防止・被害者支援

1 暴力を許さない社会づくり 14 号 【8 事業】

- ▶ 「A」評価…8 事業、「B」「C」「D」評価…なし

2 被害者等への支援 15 号 【6 事業】

- ▶ 「A」評価…6 事業、「B」「C」「D」評価…なし

令和2年度は、全て「A」評価となりました。日々寄せられる相談に対しては、必要により女性相談と他の関係機関などとの連携をとることにより、概ね適切に対応できているものと考えております。しかし、昨年度からのコロナ禍にあって一層顕著になっている、社会を取り巻く様々な環境や時代の変化などに伴う相談内容の複雑化・多様化にも引き続き適切に対応していくため、今後も様々な関連機関で行われる研修会や各種の講座等を通じて、相談員のスキルの上乗せを図っていくほか、女性相談窓口の認知度を高め、必要な支援につなげていけるよう取り組んでいきます。

＜第3次基本計画に基づく令和2年度取組実績＞

分野Ⅰ 男女が等しく参画するための社会環境整備
 基本目標 1 男女共同参画を正しく理解できる社会づくり
重点目標 (1) 男女共同参画についての理解の促進

施策の方向	第3次基本計画		令和2年度(実績)				担当課	
	事業内容	事業計画	目標	取組実績	評価	方向性		理由・見直し内容等(継続以外)
①広報などを通じた継続的啓発活動の推進	市役所での男女共同参画に関する情報提供と啓発	市役所市民課ロビー及び市民プラザ男女共同参画推進センターにおいて、センターの取組や講座情報、各種団体の情報などを適宜分かりやすく工夫しながら配置し、市民向けに情報提供する。	男女共同参画に関する意識啓発を図るため、より分かりやすく適時適切に情報提供する。	継続的な男女共同参画に関する情報の提供により市民への意識啓発を図った。 ・男女共同参画週間(6月)、女性に対する暴力の防止(11月)、図書コーナーの利用促進など	A	継続		男女共同参画推進センター
	男女共同参画に関する市民への啓発 ※I-4-(1)-①と重複	情報紙「ウイズじょうえつからのおたより」を発行し、男女共同参画推進センターの取組及び男女共同参画に関する情報を紹介する。	情報紙の発行を通じて、男女共同参画推進センターや男女共同参画について知り、考えてもらう機会を提供する。 (数値目標:年4回(6、9、12、3月)発行)	・情報紙「ウイズじょうえつからのおたより」の発行により市民への啓発を進めた。(年4回・町内会班回覧は年1回) ※紙面作成に当たっては、センター登録団体懇談会での意見を反映させた。	A	継続		
	男女共同参画に関する図書・参考資料等を閲覧・貸与するスペースの設置	男女共同参画に関する図書・参考資料等を閲覧・貸与するスペースを設ける。	引き続き、職員図書室に専用のスペースを設け、図書・参考資料等を陳列することにより、職員への啓発を推進する。	職員図書室に専用のスペースを設け、図書・参考資料等を陳列したことで、職員への啓発を推進した。	A	継続		人事課
②男女共同参画の基本的知識の周知啓発の推進	男女共同参画の基本的知識の周知	男女共同参画の基本的知識の周知を目的とした講座を開催する。	講座の開催を通じて、男女共同参画推進に関する意義や、基本的知識について理解を深めてもらうための機会を提供する。(数値目標:センター講座全体で9講座以上)	男女共同参画推進センター講座を開催し、男女共同参画の基本的知識の周知を図った。 ・センター登録団体委託:7講座、9回実施 ・(公財)新潟県女性財団との共催:2講座 ※講座については、センター登録団体懇談会等での意見を参考としながら開催した。	A	継続		男女共同参画推進センター

基本目標 1 男女共同参画を正しく理解できる社会づくり
重点目標 (2) 男女共同参画の視点に立った社会制度・慣行の見直し

施策の方向	第3次基本計画		令和2年度(実績)				担当課	
	事業内容	事業計画	目標	取組実績	評価	方向性		理由・見直し内容等(継続以外)
①出前講座など地域への積極的な啓発活動の実施	地域や団体から申し込みを受け、人権啓発DVDを上映する地域人権懇談会を開催	地域や団体から申し込みを受け、人権啓発DVDを上映する地域人権懇談会を開催	地域等で人権啓発DVDを上映する地域人権懇談会を開催し、参加者の男女共同参画の意義などについて、関心や理解を深める(数値目標:5回開催)。	民生委員児童委員協議会や老人ホーム等で5回開催し、参加者の男女共同参画の意義などについて、関心や理解を深めた。	A	継続		人権・同和对策室
	地域において男女共同参画を応援していただける人材の育成	男女共同参画サポーターを対象に、地域へ男女共同参画の輪を広げていくための研修会及び懇談会を開催する。	研修会・懇談会を通じてサポーター自身の知識を高めながら、男女共同参画の輪を広げてもらえるような環境を整える。(数値目標:懇談会・研修会を計4回以上開催)	「無意識の偏見」に関してサポーターから募集した意見や気づき等をキーワードで視覚化した展示会を開催した。その他、各種講座の参加者に対しサポーターへの登録を呼びかけ、人材の育成を図った。	B	継続	懇談会及び研修会の開催については、新型コロナウイルス感染症の拡大により、目標回数を達成できなかった。	男女共同参画推進センター
	保護者への啓発方法や連携方法を工夫する。	保護者に啓発する。	男女共同参画への理解を深めるために、各学校が男女平等教育の授業を年1回以上公開する。	年間計画に男女平等教育の授業を位置付けさせ、授業参観日等に保護者や地域の方々に授業を公開するように校長会で各学校を指導することにより啓発を進めた。(72校中25校で実施)	B	継続	新型コロナウイルス感染症の拡大、大雪の休校等で授業参観の回数が減り、予定通りの授業公開ができなかった。	学校教育課
	小学校を会場に、人権を考える講話会を開催	差別のない明るい社会を実現するため、人権を考える講話会を開催する。	差別のない明るい社会を実現するため、人権を考える講話会を16小学校区で開催する。	15小学校区で人権を考える講話会を開催することにより啓発を進めた。	B	継続	1月の大雪の影響により予定していた16校のうち、1校で実施できなかった(令和3年度に延期し、実施予定)。	社会教育課
	地域等に向けた男女共同参画の意識啓発	地域等に向けた男女共同参画の啓発活動や出前講座(講師の派遣)を開催する。	地域における男女共同参画の啓発活動として、地域住民や町内会などが開催する勉強会や研修会などに講師を派遣する出前講座の実施を通じて、市民への意識浸透を図る。(数値目標:出前講座全体で18講座以上)	新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、男女共同参画出前講座の開催が5講座ににとどまった。(企業:2講座、学校:2講座、市民団体:1講座 参加人数:272人)	C	継続	企業や学校などで会議や集会等の開催を自粛することが多く、出前講座を開催する場が失われたため。	男女共同参画推進センター
②あらゆる分野における固定的性別役割分担意識解消への周知啓発活動の実施	性別に関係なく、消防団員の入団を促進する	出初式、朝市、成人式会場などで実施する入団促進活動に合わせて、市民へ消防団活動は性別に関係なく活躍できることを周知する。	消防団の活動は女性も参加できることを周知し、男性に限った活動ではない旨を市民へ意識啓発する。(数値目標:周知実施1回以上)	商業施設における消防団員の入団促進活動において啓発チラシの配付等を行うとともに、市役所・各区総合事務所の窓口のほか上越市消防団が受章(賞)した特別表彰「まとい」と「竿頭綬」を市民ロビーに掲示(8/24~9/30)する際にも啓発チラシを配置し、消防団活動は性別に関係なく活躍できることを周知した。	A	継続		危機管理課
	固定的性別役割分担意識解消に関する意識啓発	固定的性別役割分担意識解消をテーマとする講座の開催や、情報提供を行う。	講座の開催や情報提供を通じて、あらゆる分野における固定的性別役割分担意識解消に向けた意識醸成を図る。(数値目標:センター講座と出前講座を合わせて1講座以上、情報紙への記事掲載1回以上)	固定的性別役割分担意識解消をテーマに取り入れた講座の開催(5講座)、及び、情報紙の発行を通じた情報提供(6/25号)により意識啓発を図った。	A	継続		男女共同参画推進センター

＜第3次基本計画に基づく令和2年度取組実績＞

基本目標 1 男女共同参画を正しく理解できる社会づくり
重点目標 (3) 男性にとっての男女共同参画の推進

施策の方向	第3次基本計画		令和2年度(実績)				担当課	
	事業内容	事業計画	目標	取組実績	評価	方向性		理由・見直し内容等(継続以外)
①男性における男女共同参画の意義の理解促進	男性に向けた男女共同参画の意識啓発	情報紙に、男性に向けた男女共同参画の意識啓発記事を掲載する。	情報紙に男性に向けた啓発記事を掲載し、男女共同参画の意義などについて理解を深めてもらう機会を提供する。(数値目標:1回以上掲載)	男女共同参画情報紙「ウィズじょうえつからのおたより」への男性向け啓発情報を掲載し理解促進を図った。(12月25日号「男らしさ・女らしさってなんだろう」)	A	継続		男女共同参画推進センター
②男性の家事・育児・介護等への参画の促進	父子手帳の配布及びすくすく赤ちゃんセミナーにおける意識啓発	父親の積極的な育児参加と家族ぐるみの健康づくりを推進するため、子どもの発育・発達や子育てに関する情報を掲載した父子手帳を配布すると共に、すくすく赤ちゃんセミナーにおける意識啓発を行う。	すくすく赤ちゃんセミナーでは、父親の育児参加と家族ぐるみの健康づくりに関する内容を盛り込み、夫婦で参加しやすいよう土日開催を継続する。妊娠届出時における父子手帳の配布率100%を目指す。	すくすく赤ちゃんセミナー土日開催:2回目年間15回(全25回)、3回目年間15回(全35回)、及び、妊娠届出時やセミナーにおいて父子手帳の活用を促すことにより、父親への意識啓発を行った。(配布率:86.6%)	B	継続		健康づくり推進課
	男性の家庭生活、子育てへの参画促進のための意識啓発	男性の家庭生活、子育てへの参画の促進に向けた講座を開催する。	講座の開催を通じて、家庭生活や、子育てへの参画促進のきっかけづくりを図る。(数値目標:センター講座1講座以上)	「男性の家庭生活、子育てへの参画の促進」をテーマに取り入れた講座(1講座)の開催により意識啓発を図った。	A	継続		男女共同参画推進センター

基本目標 1 男女共同参画を正しく理解できる社会づくり
重点目標 (4) 子どもへの意識啓発の推進

施策の方向	第3次基本計画		令和2年度(実績)				担当課	
	事業内容	事業計画	目標	取組実績	評価	方向性		理由・見直し内容等(継続以外)
①保育園、幼稚園及び学校教育の場における男女平等教育の徹底	乳幼児期からの男女平等の意識の啓発と情報の提供	保育所保育指針に基づき、子どもの性差や個人差にも留意しつつ、性別などによる固定的な意識を植え付けることがないように配慮しながら、保育を実施する。	園行事においての選曲や児童の役割分担を決める際は、男女の分け隔てなく行うとともに、日々の保育についても「男の子らしさ、女の子らしさ」といった固定的な考えを持たないように配慮しながら援助する。	子どもの性差や個人差にも留意しつつ、性別などによる固定的な意識を植え付けることがないように配慮しながら、保育を実施した。	A	継続		保育課
	担当者を中核とした男女平等教育の推進	園内研修会を計画的に実施する。	男女平等教育の推進のために、年間2回以上男女平等教育を含む人権教育、同和教育の園内研修会を行う。	年間計画に基づき、男女平等教育に関する研修会を実施するように幼稚園を指導した。	A	継続		学校教育課
	男女平等教育の全体計画に基づいた授業実践	全体計画に基づいて確実に授業実践を行う。	男女平等教育の全体計画に基づき、各教科領域で指導するとともに、年一回以上男女平等教育の授業を行う。	男女平等教育の全体計画に基づき授業実践が行われるように各学校を指導した。(72校すべての学校で実施)	A	継続		
②教育関係者への意識啓発と男女平等教育に関する調査研究の充実	担当者を中核とした男女平等教育の推進	校内研修会を計画的に実施する。	男女平等教育に関する意識啓発を図るために、男女共同参画推進担当者、人権教育担当者が、校外の研修に年間1回以上参加し、その成果を確実に伝達する。	担当者が校外の男女平等教育に関する研修に参加するよう、各学校に指導した。(研修会参加校18校、内校内で成果を伝達した学校は12校)	B	継続		学校教育課
	各学校における教育関係者の男女平等教育推進状況アンケート調査の実施	学校における男女平等教育の現状と進捗状況を提示することにより、教育関係者の意識啓発を図る。	男女平等教育推進状況アンケートを年1回以上実施し、現状と進捗状況を明らかにし、教育関係者の意識を高める。	男女平等教育推進状況アンケートを実施し、その結果を学校評価に生かすよう、各学校に指導した。	A	継続		
	「男女平等」をテーマとする意識啓発	講座の開催や、「男女平等」に関連する情報の提供を通じて意識啓発を図る。	講座の開催や情報提供を通じて、「男女平等」に関する理解を深めてもらう機会を提供する。(数値目標:センター講座と出前講座を合わせて1講座以上)	「男女平等」をテーマとする講座の開催(センター講座2講座)、及び、国・県、関係団体、男女共同参画推進センターからの関連情報の提供を通して意識啓発を図った。	A	継続		男女共同参画推進センター

<第3次基本計画に基づく令和2年度取組実績>

基本目標 2 男女共同参画を実践できる環境づくり
重点目標 (1) 労働環境の見直しの推進

施策の方向	第3次基本計画		令和2年度(実績)				担当課	
	事業内容	事業計画	目標	取組実績	評価	方向性		理由・見直し内容等(継続以外)
①ワーク・ライフ・バランスの浸透	こころの健康づくりや自殺予防のための基盤整備を推進	地域での自殺予防対策の推進 関係機関等とのネットワークの強化を図り、包括的な自殺予防対策の基盤整備を推進し、自殺者の減少を目指す。 こころの健康サポートセンターでの相談	精神保健や自殺予防に対する正しい知識の普及・啓発に努める。また、行政機関の各部署や地域の関係機関との連携を図るとともに、複合的・総合的な精神保健・自殺予防対策の基盤を整備し、自殺者数の減少を目指す。	すこやかなくらし包括支援センターや健康づくり推進課において、こころの相談に対応し、適切な支援につなげた。自殺予防対策連携会議を2回開催し、関係機関との情報共有等を行うなど、地域における自殺予防対策を推進した。	A	継続		すこやかなくらし包括支援センター・健康づくり推進課
	事業者等へのワーク・ライフ・バランスに関する意識啓発	事業者等に対する意識啓発のための広報誌やホームページによる周知	職場環境の改善に向けて、ワーク・ライフ・バランス等の講座を開催し定員の7割以上の参加を目指す。	広報誌やホームページに掲載するとともに事業所へのチラシの配布により周知及び働きかけを行ったほか、事業所向けの講座を開催し意識啓発を図った。	C	継続	講座参加者が定員の3割程度であったため。	産業政策課
	仕事と育児・介護の両立のための情報提供	関係機関と連携し、情報提供を行う。	仕事と育児・介護の両立について、適切な理解や実施が進むよう定期的な情報提供を行う。	市のホームページで仕事と育児・介護の両立についての情報等を掲載し、広く周知を行った。	A	継続		
	ワーク・ライフ・バランスに関する意識啓発	ワーク・ライフ・バランスや職場におけるあらゆるハラスメント防止意識浸透のための講座を開催する。	センター講座や出前講座の開催を通じて、その意義や効果について認知と理解を深めてもらう機会を提供する。(数値目標:センター講座と出前講座を合わせて1講座以上)	ワーク・ライフ・バランスをテーマに取り入れた講座の開催(センター講座1講座)により意識啓発を図った。	A	継続		男女共同参画推進センター
②男女の均等な待遇の確保など男性中心型労働慣行の改善の更なる推進	新潟労働局、新潟県、関係機関等の行う労働環境を向上させる取組の啓発、情報提供	事業や制度を効果的に周知するための広報誌やホームページへの掲載及びポスターの貼り出しやチラシの配置	労働環境の改善に向けて、定期的な情報提供を行う。(年2回以上)	関係機関が実施する取組や制度について広く周知し労働環境の改善に取り組んだ。	B	継続	年1回の情報提供であったため。	産業政策課
	育児・介護休業法に規定された努力事項実施事業者に対し、建設工事の入札参加資格者の格付けのための総合評価に加点を行う。	建設工事入札参加資格者が、育児・介護休業法に規定された努力事項に取り組んでいる場合、入札参加者の格付けに際し当該事業者の総合評価へ加点を行う。	市が発注する建設工事の入札参加資格に男女共同参画の視点を加点し、育児・介護休業法に規定される努力事項の取組促進を図る。	引き続き、市ホームページで入札契約制度の概要を掲載し、育児・介護休業法に規定された努力事項実施に対する加点制度を周知した。	A	継続		契約検査課
	家族経営協定締結による女性農業者の経営参画の推進	農業委員会だよりに家族経営協定を周知する記事を掲載する。 協定締結の意義を農業委員・農地利用最適化推進委員の相談活動を通じて伝える。	家族経営協定について、周知を一層すすめる。	農業委員会だよりに協定に関する記事を掲載したほか、農業委員・農地利用最適化推進委員が相談活動を通じて協定締結の意義を伝え、女性農業者の経営参画に取り組んだ。	A	継続		
	農業者年金加入による女性農業者の老後の経済基盤の強化	農業委員会だよりに農業者年金を周知する記事を掲載する。 農業者年金加入のメリットを農業委員・農地利用最適化推進委員の相談活動を通じて伝える。	農業者年金について、周知を一層すすめる。	農業委員会だよりに農業者年金に関する記事を掲載したほか、農業委員・農地利用最適化推進委員が相談活動を通じて農業者年金加入のメリットを伝え、女性農業者の老後の経済基盤の強化に取り組んだ。	A	継続		農業委員会事務局
③職場におけるあらゆるハラスメントの防止の取組	職場におけるあらゆるハラスメント防止に関する意識啓発	職場におけるあらゆるハラスメント防止意識浸透のための講座を開催する。	センター講座や出前講座の開催を通じて、その意義や効果について認知と理解を深めてもらう機会を提供する。(数値目標:センター講座と出前講座を合わせて1講座以上)	職場におけるあらゆるハラスメント防止をテーマに取り入れた講座(センター講座1講座)の開催により意識啓発を図った。	A	継続		男女共同参画推進センター

事業別評価シート

＜第3次基本計画に基づく令和2年度取組実績＞

基本目標 2 男女共同参画を実践できる環境づくり
重点目標 (2) 子育て、介護への支援の充実

施策の方向	第3次基本計画		令和2年度(実績)				担当課	
	事業内容	事業計画	目標	取組実績	評価	方向性		理由・見直し内容等(継続以外)
① 男女共同参画の視点に立った子育て支援施策の充実	(事業名)子育てセミナー、ベビー健康プラザ (目的)子育てに関する知識の習得や育児不安の解消と楽しく子育てができる環境づくりを推進する。	・子育てセミナーを開催 ・ベビー健康プラザを開催	・子育てに関する各種講座を実施し、子育ての不安感や孤立感の緩和を図る。 ・乳児を抱える保護者に、子育てに関する知識の普及を図る。	子育てセミナー(年10回)、ベビー健康プラザ(年11回)の開催により、子育ての不安感や孤立感の緩和、子育てに関する知識の普及を図った。 コロナ禍でも気兼ねなく相談や交流ができるように、オンラインを活用した相談、交流の場を整備した。	A	継続		こども課
	(事業名)ファミリーサポートセンター運営事業 (目的)地域の子育ての相互援助活動を支援することにより、仕事と育児を両立させ、安心して働くことのできる環境づくりを推進する	新規の提供会員数を増やすとともに、依頼会員のニーズに見合った提供会員を紹介する。	新規の提供会員を増やすとともに、依頼会員のニーズに見合った提供会員の紹介率を100%とする。	提供会員を確保するため、広報上越に会員募集の記事を掲載したほか、各種団体等を対象に会員募集活動を行い、令和元年度と比較し、10人増やすことができた。 依頼は全て受けることができたほか、依頼会員のニーズに見合った提供会員を調整することができた。 新型コロナウイルス感染症の感染防止のため、年4回開催を予定した提供会員養成講座を、1回中止した。 利用者に対する支援の拡充として、所得の少ない世帯の保護者が利用する場合、利用料金の助成制度を創設した。	A	拡充		
	放課後児童クラブにおいて、共働き家庭が増加する中、子育てと就労の両立支援のため、昼間保護者のいない小学校1年～6年生を有償で預かり、児童の健全育成を図る。	・学校と連携を図りながら、児童クラブの環境改善に努める(クラブ担当教員や教育補助員との連携、利用人数に応じたクラブ室スペースの確保、支援を必要とする児童への対応等)。 ・指導員の資質向上(専門相談員の配置、研修会の充実) ・小規模クラブ、未開設校への対応	引き続き、「上越市放課後健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例」に基づき、適切かつ効果的な運営場所の確保、支援員及び補助員の配置を行うとともに、運営を担う支援員等の資質向上を図る。	・学校外で開設している児童クラブを学校内への移転に向け学校や関係機関との調整を行うほか、学校内での調整が困難な場合には、学校近隣の公共施設や民間施設の借上げにて調整を行った。 ・支援員等研修会を年2回以上行い、支援員等の資質向上を図った。	A	継続		学校教育課
	児童の保育を実施するとともに、児童の受入態勢を整備し、待機児童数ゼロを維持する。	保育園の再配置等に係る計画に基づき公立保育園の整備を行い、児童受入れ体制を整えるとともに職員の適切な配置も検討する。	増加傾向にある未満児の保育ニーズに対応するため、児童の受入態勢を整備して、引き続き待機児童ゼロを維持する。	未満児保育における職員の適切な配置や児童増への職員配置を行い、待機児童ゼロを維持した。	A	継続		保育課
	・学校と連携を図りながら、児童クラブの環境改善に努める(クラブ担当教員や教育補助員との連携、利用人数に応じたクラブ室スペースの確保、支援を必要とする児童への対応等)。 ・支援員の資質向上(専門相談員の配置、研修会の充実) ・小規模クラブ、未開設校への対応	上越市保育園のあり方検討委員会から提出された意見書に基づき、子育て支援機能の充実を図るための職員体制を整える。	子育て支援機能の充実を図るための職員体制を整え、各種特別保育事業を実施し、保護者の就労形態や子どもの発達、家庭状況等による多様な保育ニーズに対応する。	各種特別保育事業を実施し、保護者の就労形態や子どもの発達、家庭状況等による多様な保育ニーズや育児不安の解消を図った。	A	継続		
	男女共同参画の視点に立った子育て支援に関する意識啓発	男女共同参画の視点に立った子育て支援に関する講座を開催する。	講座の開催を通じて、男女共同参画の視点に立った子育てと仕事の両立等のポイントなどについて理解を深めてもらう機会を提供する。(数値目標:センター講座と出前講座を合わせて1講座以上)	男女共同参画の視点に立った子育て支援をテーマに取り入れた講座(センター講座2講座)の開催により意識啓発を図った。	A	継続		
	② 男女共同参画の視点に立った介護支援施策の充実	男女共同参画の視点に立った介護支援に関する意識啓発	男女共同参画の視点に立った介護支援に関する講座を開催する。	講座の開催を通じて、男女共同参画の視点に立った介護支援の意義や重要性について理解を深めてもらう機会を提供する。(数値目標:センター講座と出前講座を合わせて1講座以上)	男女共同参画の視点に立った介護支援をテーマに取り入れた講座(センター講座1講座)の開催により意識啓発を図った。	A	継続	

＜第3次基本計画に基づく令和2年度取組実績＞

基本目標 2 男女共同参画を実践できる環境づくり
重点目標 (3) 生涯を通じた女性の心と体の健康支援

施策の方向	第3次基本計画		令和2年度(実績)				担当課	
	事業内容	事業計画	目標	取組実績	評価	方向性		理由・見直し内容等(継続以外)
①女性の性と生殖に関する健康と権利(リプロダクティブ・ヘルス/ライツ)の普及啓発	女性の性と生殖に関する健康と権利に関する普及啓発及び生涯を通じた健康保持	女性の性と生殖に関する健康と権利及び生涯を通じた健康保持に関する講座を開催する。	講座の開催を通じて、性と生殖に関する健康と権利について理解と認知を高めてもらう機会を提供する。(数値目標:センター講座1講座以上)	女性の性と生殖に関する健康と権利及び健康保持をテーマに取り入れた講座の開催(センター講座1講座)により普及啓発を図った。	A	継続		男女共同参画推進センター
	保健体育の授業(「心身の機能の発達と健康」「健康な生活と疾病の予防」)及び保健指導において、性に関する正しい知識を指導する。	各校園ごとに性に関する指導の全体計画を作成し、「性に関する指導」を年間計画に位置付け実施する。	各校園における「性に関する指導」の実施率90%以上を目指す。	性に関する指導の全体計画の作成、「生命の尊厳」「男女の体のつくり」「二次性徴の発現と特徴」「性感染症」「男女の役割」等に係る授業及び保健指導の実施を行うように指導した。(72校すべての学校で実施)	A	継続		学校教育課
②生涯を通じた健康保持への支援及び健康相談の充実	健康づくりリーダー・食生活改善推進員・運動普及推進員の合同研修会での啓発活動	健康づくり推進活動チーム研修会において女性の健康づくりについて啓発する。	女性の健康づくりへの意識向上と行動変容を目的に、健康づくり推進活動チーム研修会、食生活改善推進員、運動普及推進員の研修会において女性の健康づくりを含む生涯を通じた健康づくりについて啓発を行う。	新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、健康づくり推進活動チーム研修会、及び、食生活改善推進員、運動普及推進員研修会は中止としたが、文書で啓発活動を行った。	B	継続		健康づくり推進課
	子宮頸がんや乳がんの女性特有のがんを早期に発見するためがん検診を実施する。	・子宮頸がん検診:20歳以上の女性を対象に実施 ・乳がん検診:40歳以上の女性を対象に実施 ・検診会場にて乳がんの自己触診方法について健康教育を実施	上越市の死亡原因の第1位である「がん」の予防のための情報提供と各種がん検診を実施することにより、早期発見・早期治療に結び付け、市民の健康寿命の延伸と医療費負担の軽減を図る。 子宮頸がんと乳がんの検診受診者の受診率を前年度より増加させる。	・受診勧奨 ・モバイル受付 ・無料クーポン券配布 子宮頸がん検診(21歳のみ) 乳がん検診(41歳のみ) ・土曜日・日曜日健診の実施	B	継続	※予定どおりに取組を実施したが、新型コロナウイルス感染症拡大による受診控えのため、受診率を前年度より増加させることができなかった。	
	妊婦一般健康診査費用を公費負担することにより、妊娠中の健康管理及び女性の健康の保持・増進を図る。	・妊婦一般健康診査:妊娠届出を行った市民を対象に受診票を交付する ・公費負担回数:14回	妊婦一般健康診査費用の公費負担を継続し、妊婦が必要な健診を受診し健康管理を行うことにより、安心して妊娠期を過ごし出産を迎えることができるようになる。	妊婦一般健康診査公費負担14回、及び、妊娠届出時における受診勧奨を行い、女性の健康の保持・増進を図った。	A	継続		
	実施主体をスポーツ協会等とし、女性の関心が高く、参加しやすい教室等を開催し、女性の健康増進・体力維持の機会を提供する。	実施主体をスポーツ協会等とし、広報上越等に教室情報を掲載し、周知を図る。	・女性が参加しやすい各種教室の開催 ・市ホームページを通じた画像・動画による運動情報の発信	・広報上越に教室情報を掲載して周知を図り、事業の実施を支援することにより、女性の健康増進・体力維持の機会を提供した。 ・市ホームページを通じて画像・動画による運動情報を発信した。 (教室の開催数:731回)	A	継続		スポーツ推進課
	産前・産後の体調不良のため、家事や育児が困難な家庭及び多胎児を出生した家庭に対して、安心して妊娠期や産後を迎えられるよう、ホームヘルパーを派遣する。 (産前・産後ヘルパー派遣事業)	・派遣期間:妊娠中及び産後16週以内で、60時間を限度とする。(多胎児の場合は妊娠中及び産後1年以内、70時間を限度) ・派遣内容:家事援助、兄弟の世話、乳児の世話、母親への支援 ・委託先:上越市社会福祉協議会他市内4事業所	関係医療機関や母子保健事業等において事業内容の周知を図ることにより、必要な家庭がもれなく制度を利用できるようにする。	母子保健事業における周知、及び、産科医療機関及び関係団体への制度説明の実施により制度の適切な利用を促した。	A	継続		健康づくり推進課
	「たばこと健康」に関する情報提供を行い、禁煙への意識の向上を目指す。 女性自身の喫煙や受動喫煙による女性(妊婦含む)の健康被害について啓発する。	・母子健康手帳交付時やすくすく赤ちゃんセミナー参加者に対して、禁煙・受動喫煙防止についての資料を配付。 ・健診受診者のうち、喫煙する者に喫煙による影響についての資料を配付。 ・広報誌等で喫煙及び受動喫煙による健康への影響について情報提供を行う。	たばこと健康についての正しい知識の普及・啓発に努め、たばこの害から市民の健康を守り、クリーンな環境の整備に努める。 妊婦の喫煙率1.0%以下を目指す。	妊産婦喫煙防止(母子手帳交付、3か月健診において妊産婦等に対して、禁煙に向けた指導を行った。)妊婦の喫煙率1.7% 未成年者喫煙防止、受動喫煙防止に基づき、健康被害の啓発を実施した。(小学6年生、中学3年生)	B	継続		
	助産師による女性の健康相談を行い、思春期から妊娠・出産・育児に不安を感じたり、不妊や更年期など各期の不安の軽減や知識の普及を図る。	電話及び来所による健康相談室の開設 ・月・木・金 午前9:30～11:30 ・金 午後18:30～20:30(祝祭日除く、電話相談のみ)	相談先を周知し、健康相談室の適切な利用を促すとともに関係機関と連携をし、不安の軽減及び女性の健康の保持・増進を図る。	母子保健事業における周知、及び、ホームページでの周知により、女性の健康保持・増進、不安軽減を図った。 (相談件数409件)	A	継続		
	生後4か月までの乳児のいる家庭等を訪問し、子育て支援や発育・発達、栄養に関する情報提供や養育環境等の把握、必要な相談・保健指導を行う。	・妊産婦・新生児訪問指導事業:妊婦・産婦・新生児のいる家庭を助産師が訪問する。 ・こんには赤ちゃん事業:新生児訪問を受けていない生後4か月児までの家庭を保健師等が行う。 ・子育てに関する情報提供や子育て相談、個々の発育発達にあった支援を行う。	子育て支援や発育・発達、栄養に関する情報提供を行うことにより、安心して育児を行うと共に母子の健康の保持増進を図る。 出生児の全数訪問を目指す。未訪問者に対して健康診査やその後の訪問等により支援する。	・妊産婦・新生児訪問の実施 ・こんには赤ちゃん訪問の実施 ・未訪問者の把握及び支援の実施 ・産後うつ病のハイリスク者等、支援が必要な産婦への継続的な支援の実施。	A	継続		
中学校、高等学校を対象に、生徒自身が心と身体の特徴を理解するとともに次世代を生き育てる体づくりをする大事な時期であることを認識し、望ましい生活習慣を選択する力をつけることができるよう健康教育を行う。	中学校で「命、きずなを考える講座」、高等学校で「思春期保健講座」を開催する。	次世代を生き育てるための重要な時期である中学生及び高校生が、自分や異性の体や生命の大切さ等を学ぶことにより、自分自身の自己肯定感を高めることができるよう支援する。	中学校での「命、きずなを考える講座」の実施(66回)、及び、高等学校での「思春期保健講座」の実施(37回)により健康教育への支援を図った。	A	継続			

事業別評価シート

＜第3次基本計画に基づく令和2年度取組実績＞

基本目標 2 男女共同参画を実践できる環境づくり

重点目標 (4) 貧困等により困難を抱えた男女が安心して暮らせる環境の整備

施策の方向	第3次基本計画		令和2年度(実績)				担当課	
	事業内容	事業計画	目標	取組実績	評価	方向性		理由・見直し内容等(継続以外)
①生活困窮者の自立促進の支援	生活困窮者自立支援法(平成27年4月施行)に基づき、生活困窮者に対して自立に向けた各種の支援を行う。	生活困窮者自立支援制度による各種の支援を実施する。	生活困窮者の状況に応じた包括的かつ継続的な支援により、困窮状態から早期に自立できるよう支援する。 ・自立相談支援機関利用件数(登録者数)年間160件以上	生活困窮者自立支援制度に基づく事業を展開した。 ・自立相談支援 ・住居確保給付金の給付 ・就労準備支援 ・家計相談支援 ・一時生活支援 ※自立相談支援機関利用件数(登録者数)年間320件	A	見直し・改善	生活困窮にかかる相談窓口を市内複数個所に増やし、それぞれの地域で支援につながりやすい環境を整えた。	福祉課
②ひとり親家庭等への支援の充実	ひとり親家庭等の生活の安定等を図るため児童扶養手当を支給する。	ひとり親家庭等に児童扶養手当を支給する。	申請漏れ0件とする	離婚届や他手当の受給者変更届、住所変更届等の手続きにあわせて児童扶養手当の周知を徹底し、申請漏れがないよう徹底した。	A	継続		こども課
	ひとり親家庭等の経済的負担の軽減を図るため、医療費を助成する。	ひとり親家庭等に対し、医療費を助成する。	申請漏れ0件とする	離婚届や他手当の受給者変更届、住所変更届等の手続きにあわせてひとり親家庭等医療費助成の周知を徹底し、申請漏れがないよう徹底した。	A	継続		

基本目標 3 女性が活躍できる社会づくり

重点目標 (1) 女性の能力発揮への支援

施策の方向	第3次基本計画		令和2年度(実績)				担当課	
	事業内容	事業計画	目標	取組実績	評価	方向性		理由・見直し内容等(継続以外)
①女性の人材育成に向けた各種講座の開催	スキルアップを目的として認定職業訓練機関が開催する各種講習会の情報提供	広報上越への掲載による能力開発機会を情報提供	スキルアップを進めるため、講座情報を広報上越に24件以上掲載する。	後援や共催している講座がなかったため、掲載の実績なし。	D	継続	後援や共催をする講座の開催がなかったため、広報上越に講座情報を掲載できなかった。	産業政策課
	女性労働者の福祉増進と地位向上に向けた女性サポートセンター事業の開催	女性の能力発揮に向けた各種講座等を開催する。	女性労働者の福祉の増進と地位の向上に向けた講座を開催し定員の7割以上の参加を目指すとともに、女性の雇用に関する相談窓口を月1回事前予約制で設置するほか、開設日以外でも相談があれば随時対応する。	女性労働者の福祉の増進と地位の向上に向けた講座を開催した。事業については、女性サポートセンター運営委員会の意見を反映しながら実施した。	B	継続	講座参加者が定員の7割以上に満たなかったため。	
	女性の人材育成及び能力発揮に向けた意識啓発	女性の人材育成及び能力発揮に向けた意識啓発のための講座を開催する。	女性の活躍推進に向け、そのスキル向上を図るための講座を開催し、能力を十分発揮するための環境づくりのための機会を提供する。(数値目標:センター講座1講座以上)	女性の活躍推進に向け、そのスキル向上を図るための講座を開催し、能力を十分発揮するための環境づくりのための機会を提供する。(数値目標:センター講座1講座以上)	女性の人材育成及び能力発揮、女性の活躍推進に向けた意識啓発をテーマに取り入れた講座(センター講座2講座)を開催した。	A	継続	
②女性の再就職への支援	女性の就労支援事業を実施	女性のための再就職支援セミナー(個人向け)	女性のための再就職支援セミナーを開催し定員の7割以上の参加を目指すとともに就労支援事業を実施し、女性が再就職しやすい環境を整える。	女性のための再就職支援セミナーを開催したほか(参加者:定員の75%)、関係機関との協議、調整、状況把握を行い、女性の再就職への支援した。	A	継続		産業政策課
	母子・父子自立支援員によるひとり親家庭自立支援プログラム作成	ひとり親に対し、自立に必要な情報提供や相談を行い、職業能力の向上や求職活動を支援する。	支援が必要なひとり親の自立支援プログラムを策定し、就労に結び付ける。	ひとり親に対し、自立に必要な情報提供や相談を行い、職業能力の向上や求職活動を支援した。	A	継続		こども課
	女性の再就職への支援につながる情報の収集及び提供	国や県、関係団体などが実施する関連講座や新たな制度などについて情報収集するとともに、男女共同参画推進センターなどで関連情報を提供する。	継続的に関連情報を収集するとともに、配置物の定期的な入れ替えを行い、市民に最新の情報を提供する。	国や県、関係団体などが実施する関連講座や新たな制度などの情報を収集するとともに関連情報を提供し、女性の再就職への支援を進めた。	A	継続		男女共同参画推進センター

事業別評価シート

＜第3次基本計画に基づく令和2年度取組実績＞

基本目標 3 女性が活躍できる社会づくり

重点目標 (2) 企業、団体、学校、地域等における方針決定の場への女性の参画推進

施策の方向	第3次基本計画		令和2年度(実績)				担当課	
	事業内容	事業計画	目標	取組実績	評価	方向性		理由・見直し内容等(継続以外)
①女性人材の情報収集、整備、提供	農業経営に対する女性参画の推進	新潟県農村地域生活アドバイザーを確保する。	農業経営における女性参画を推進するため、新潟県農村地域生活アドバイザーを確保する。 (数値目標)認定者数:1人	新潟県農村地域生活アドバイザーの確保に向けて県振興局と連携し、候補者を複数人選定し呼び掛けを行い女性の参画推進を図ったが、アドバイザーの確保には至らなかった。 (取組実績)認定者数:0人	B	継続		農政課
	女性人材バンク ※I-3-(3)-①と重複	女性人材に関する情報の収集及び庁内への情報提供を行う。	庁内各課及び学校に対し、各種委員審議会委員や各種講座・研修等の講師の候補者などとして活用してもらう。	市ホームページを通じた女性人材バンクへの登録呼び掛け、及び、関係課や学校に対する活用呼び掛けを行い、女性の参画推進を図った。	A	継続		男女共同参画推進センター
②女性の参画情報の調査、公表	次世代育成支援対策推進法に基づく第2次上越市特定事業主行動計画の実施 ※I-4-(2)-②と重複	・産前・産後休暇及び育児休業を取得している職員の代替として臨時職員を配置する。また、必要に応じて正規職員で補充する。 ・産前休暇前や職場復帰前の面談を実施するとともに、育児休業者情報交換会を開催して職員の不安等を解消する。 ・人事課HP及び会議等で全職員に計画の周知を徹底する。 ・計画に基づき、制度の周知を行う。	・特定事業主行動計画に従い実施し、令和6年度を達成年度とする各目標値の上昇を図る。	特定事業主行動計画に従った取組を実施した。	A	継続		人事課
	女性の参画・活躍情報の調査、公表	女性の参画・活躍情報の収集・調査を行い公表する。	女性の参画・活躍情報を収集・調査し公表することにより、各分野における女性の参画や活躍の現状について理解を深めてもらう。	市ホームページを通じて、各分野における女性の参画・活躍情報を提供した。	A	継続		男女共同参画推進センター

基本目標 3 女性が活躍できる社会づくり

重点目標 (3) 市の施策・方針決定過程への女性の参画拡大

施策の方向	第3次基本計画		令和2年度(実績)				担当課	
	事業内容	事業計画	目標	取組実績	評価	方向性		理由・見直し内容等(継続以外)
①市の各種審議会等へのクォータ制の活用による女性の参画推進	女性人材バンク ※I-3-(2)-①と重複	女性人材に関する情報の収集及び庁内への情報提供を行う。	庁内各課及び学校に対し、各種委員審議会委員や各種講座・研修等の講師の候補者などとして活用してもらう。	市ホームページを通じた女性人材バンクへの登録呼び掛け、及び、関係課や学校に対する活用呼び掛けを行い、女性の参画推進を図った。	A	継続		男女共同参画推進センター
	市の各種委員会・審議会等における女性委員登用率の向上	【全庁での取組】市の各種委員会・審議会等の委員選任に関し、改選に合わせ男女の委員比率が平等となるよう各課に呼び掛ける。	引き続き各種審議会等における女性登用率の向上を図るよう呼び掛けし、女性委員の登用率を現状値(29.1%)より向上させる。	庁内に向けた「クォータ制」の趣旨及び各種審議会等における女性登用率の向上に向けて働きかけた。(市職員研修の場を活用)	C	継続	※令和2年度末の女性委員登用率・・・28.2%(前年度比0.9ポイント減)	全庁(取りまとめ:男女共同参画推進センター)
	ファミリーヘルプ保育園での一時預かり保育の実施。	制度の周知に努め、市主催の会議等に出席する委員に対し、会議等への出席がしやすい環境をつくる。	市主催の会議等に出席する委員に対し、会議等への出席がしやすい状態にする。	制度の周知に努め、市主催の会議等に出席する委員に対し、ファミリーヘルプ保育園等の利用により会議等へ出席しやすい環境を継続した。	A	継続		保育課
②女性職員の積極的な登用	市の中堅幹部として必要な行政管理能力・政策形成能力を習得する研修の機会を男女均等に付与し、管理職の候補となり得る職員を育成する。	自治大学校へ、主任級の女性職員1人を派遣する。	自治大学校への派遣研修に替えて別の研修機関へ女性職員を派遣する。	地方創生時代の職員・組織を創るべく、派遣先については毎年検討・見直しを行っている。令和2年度は市の人材マネジメントの中心となる職員を養成するため、自治大学校への派遣研修に替えて別の研修機関へ女性職員2人を派遣した。	A	継続		人事課
	女性職員の積極登用	女性職員を様々な分野へ積極的に登用する。	女性職員数の増加に向け、受験者の女性の割合を増加させるとともに、女性職員・男性職員の区別なく、公正に職員を採用し、様々な分野へ積極的に登用する。	・職員の採用に当たり、子育て支援制度等、働きやすい職場であることを周知した上で、受験者の能力・適性に基づく公正な採用選考を行う。(職員採用ガイドの作成・配布、各種説明会での周知、職員採用試験の実施) ・職員の自己申告書や能力・適性を踏まえ、様々な分野へ積極的に登用した。	A	継続		

事業別評価シート

＜第3次基本計画に基づく令和2年度取組実績＞

基本目標 4 推進体制の整備
重点目標 (1) 男女共同参画推進センターの充実

施策の方向	第3次基本計画		令和2年度(実績)				担当課	
	事業内容	事業計画	目標	取組実績	評価	方向性		理由・見直し内容等(継続以外)
①男女共同参画に関する情報発信の強化	男女共同参画に関する市の取組の紹介	「上越市の男女共同参画の取組」冊子の作成と配布による周知・啓発	上越市の男女共同参画に関する取組・事業内容をまとめた冊子「上越市の男女共同参画の取組」を作成するとともに、その内容を上越市ホームページへ公開し、理解を深めてもらう。	上越市の男女共同参画に関する取組の公表 ・冊子「上越市の男女共同参画の取組」の作成 ・上越市ホームページでの公開	A	継続		男女共同参画推進センター
	男女共同参画に関する市民への啓発 ※I-1-(1)-①と重複	情報紙「ウイズじょうえつからのおたより」を発行し、男女共同参画推進センターの取組及び男女共同参画に関する情報を紹介する。	情報紙の発行を通じて、男女共同参画推進センターや男女共同参画について知り、考えてもらう機会を提供する。 (数値目標:年4回(6、9、12、3月)発行)	・情報紙「ウイズじょうえつからのおたより」の発行により市民への啓発を進めた。(年4回・町内会班回覧は年1回) ※紙面作成に当たっては、センター登録団体懇談会での意見を反映させた。	A	継続		
	市民への男女共同参画に関係する情報提供と情報発信	男女共同参画に関する図書を購入し、市民へ情報提供と情報発信を行う。	男女共同参画に関する図書を充実させ、貸し出すことにより、男女共同参画に関する理解を深めてもらう。 (数値目標:図書貸出数280冊以上・貸出人数90人以上)	男女共同参画関係図書の購入及び貸出により、市民への情報提供・情報発信を行った。(貸出267冊数、貸出人数83人)	B	継続	図書コーナーの周知を図り、引き続き市民への利用を促していく。	
②市民や活動団体への支援	男女共同参画の活動団体への支援	・男女共同参画推進センター登録団体懇談会・研修会の開催 ・男女共同参画に関する情報の提供	登録団体への情報提供や、登録団体間の交流・連携を図る機会を設けることにより、登録団体の企画力、運営力向上につなげていく。(数値目標:懇談会・研修会計4回以上開催)	男女共同参画団体の支援 ・センター登録団体懇談会の開催(4回) ・研修会の実施(0回) ・各種情報の提供(随時)	A	継続	新型コロナウイルス感染症の拡大のため、新潟市での研修会の参加を見合わせた。	男女共同参画推進センター
	センター登録団体等との連携	センター登録団体への講座の委託及び協働による講座の運営。	講座の企画・運営を委託することにより、登録団体の持つ専門性やネットワークの活用が図られ、市民目線による分かりやすい講座の開催につなげる。(数値目標:7講座委託)	市が指定したテーマに基づき、男女共同参画推進センター登録団体に企画と運営を委託し、講座を開催した。(7講座 9回)	A	継続		

事業別評価シート

基本目標 4 推進体制の整備
重点目標 (2) 男女共同参画社会を目指す全庁的な取組の推進

施策の方向	第3次基本計画		令和2年度(実績)				担当課	
	事業内容	事業計画	目標	取組実績	評価	方向性		理由・見直し内容等(継続以外)
①市職員への研修会の実施	セクシュアル・ハラスメント防止対策周知	研修(特に課長級・副課長級職員対象)時に、セクシュアル・ハラスメントの防止について周知し、課内でハラスメントが起きない環境整備に努める。	「上越市ハラスメント防止及び対応に関する指針」(以下、「ハラスメント防止指針」という。)を令和2年6月までに策定する。 ハラスメント防止指針に基づき、職員への周知を行うとともにハラスメントの実情を把握し、現状に即した情報を提供できるようにする。	・ハラスメントのない良好な職場環境を整備するため、ハラスメント防止指針を令和2年6月に策定し、職員に周知した。 ・主任級から課長級までの全ての階層別研修において、ハラスメントの基礎知識及び防止に関する講義を実施した。	A	継続		人事課
	広報上越やホームページの作成時及びメディアを通じた情報発信においてもジェンダーの視点で行うため、職員研修を行う。	広報上越やホームページの作成時及びメディアを通じた情報発信においてもジェンダーの視点で行うため、広報主任の研修を行う。	広報上越や市ホームページなどへの情報発信については、男女共同参画に基づいた視点による表現、原稿作成、情報提供を行う。	新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、4月に開催を予定していた広報主任会議の開催に代えて資料を配布し、職員への意識づけを図った。	A	継続		広報対話課
	男女共同参画に関する保育士及び幼稚園教諭の意識啓発	男女共同参画の考えに立った業務の遂行を図るため保育園及び幼稚園職員に対して研修会を実施する。	保育士向け研修会を開催し、第3次基本計画の趣旨、目指す方向・取組について理解を深めてもらう。(数値目標:1回開催)	保育士向け研修会を開催し、意識啓発を図った。	A	継続		男女共同参画推進センター
	男女共同参画に関する職員の意識啓発	男女共同参画の考えに立った業務の遂行を図るため職員研修会を開催する。	職員向けの研修会を開催し、第3次基本計画の趣旨、目指す方向・取組について理解を深めてもらう。(数値目標:1回開催)	職員向け研修会を開催し、意識啓発を図った。	A	継続		

<第3次基本計画に基づく令和2年度取組実績>

施策の方向	第3次基本計画		令和2年度(実績)				担当課	
	事業内容	事業計画	目標	取組実績	評価	方向性		理由・見直し内容等(継続以外)
②男女共同参画の考え方に基づいた施策の推進	職場における旧姓使用	職員から申請のあった旧姓使用について、業務上の支障又は混乱を招く恐れがないかを確認し、可否を判断する。	現行の制度を継続して実施する。	現行制度を継続して実施した。	A	継続		人事課
	男女共同参画に係る市民意識の把握	・男女共同参画推進センター講座・出前講座の参加者に対し、アンケートを実施する。 ・上越市における男女共同参画全般に関する市民意識調査を実施する。	講座参加者へのアンケートを通じて、男女共同参画に関する市民の意識・現状を把握し、男女共同参画事業の参考とする。	各種講座参加者に対し、講座の感想及び男女の地位の平等感についてアンケートを実施し、意識・現状を把握した。	A	継続		男女共同参画推進センター
	情報発信時におけるジェンダー視点でのチェック	【全庁での取組】 広報じょうえつやホームページ作成時及びメディアを通じた情報発信、周知文書等にジェンダーの視点からチェックする。	職員に対しジェンダーガイドラインに関する意識付けのための情報提供を行い、職員一人一人からその意識を持ってもらう。	ジェンダーガイドラインに関する職員向けの継続的な周知と情報提供を行い、意識啓発を図った。(市職員研修の場を活用)	A	継続		全庁(取りまとめ:男女共同参画推進センター)
	人間関係、セクシュアル・ハラスメント等に関する悩みや不安などに適切に対応するための職員相談窓口制度の充実を図る。	外部・内部の相談窓口を継続し、気軽に利用できるよう周知する。	令和2年6月に策定する「ハラスメント防止指針」に基づき、各種ハラスメントについて一元化した相談窓口を設置し、その周知を図る。 相談があった場合には、迅速に応じ、適切に対応する。	・パワーハラスメント、セクシュアルハラスメント、妊娠、出産、育児又は介護に関するハラスメントに関する相談窓口を設置し、各相談窓口の周知を図った。 ・職員からの相談に迅速に応じ、適切に対応した。	A	継続		
	次世代育成支援対策推進法に基づく第2次上越市特定事業主行動計画の実施 ※I-3-(2)-(2)と重複	・産前・産後休暇及び育児休業を取得している職員の代替として臨時職員を配置する。また、必要に応じて正規職員で補充する。 ・産前休暇前や職場復帰前の面談を実施するとともに、育児休業者情報交換会を開催して職員の不安等を解消する。 ・人事課HP及び会議等で全職員に計画の周知を徹底する。	・特定事業主行動計画後期計画(R2~R6)に従い実施し、令和6年度を達成年度とする各目標値の上昇を図る。	特定事業主行動計画に従った取組を実施した。	A	継続		人事課
	子育て・介護のための休暇(ケアリング休暇)取得運動の実施	子育てをしている職員やその家族、また、介護する必要がある家族のある職員が、子育てや介護等に関わるために、子育て・介護のための休暇(ケアリング休暇)を積極的に取得するなど、休暇を取得しやすい環境づくりを行い、職場全体で支援する。	・特定事業主行動計画後期計画(R2~R6)に従い実施し、令和6年度を達成年度とする目標値、「職員一人当たりの年次休暇取得日数平均12日」を目指す。	特定事業主行動計画に従った取組を実施した。	A	継続		
	男女双方の視点に配慮した避難所の運営	女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の確保などに配慮するとともに、職員配置の男女バランス、相談体制の整備、避難住民による避難所管理組織に対するの男女共同参画の配慮など、男女のニーズの違い、男女双方の視点等に立った避難所運営を図る。	集中保管施設で保管している更衣室(兼授乳室)のほか、要配慮者物資としてH29年度配備した間仕切りを活用し、プライバシー等に配慮した避難所運営に役立てる。	集中備蓄のほか、要配慮者物資として間仕切りを各避難所に配備を継続し、男女双方の視点に配慮した避難所運営を図った。	A	継続		危機管理課
	女性等のニーズに対応した災害時備蓄品の確保	女性や子育て家庭のニーズに対応した災害時備蓄品について、計画的な確保に努める。	女性や子育て家庭のニーズに対応した災害用備蓄物資を平成26年度に購入し、市内16か所の拠点施設に配備した。今後も引き続き配備を継続する。	要配慮者物資の維持管理を継続し、女性や子育て家庭のニーズの対応に努めた。(粉ミルクは毎年度更新)	A	継続		

事業別評価シート

＜第3次基本計画に基づく令和2年度取組実績＞

分野Ⅱ 配偶者等からの暴力防止・被害者支援

基本目標 1 暴力を許さない社会づくり

重点目標 (1) 暴力防止に関する人権教育の推進及び啓発

施策の方向	第3次基本計画		令和2年度(実績)				担当課	
	事業内容	事業計画	目標	取組実績	評価	方向性		理由・見直し内容等(継続以外)
①配偶者等からのあらゆる暴力の根絶と防止に向けた啓発	女性に対するあらゆる暴力の根絶と防止に向けた啓発	情報紙に女性に対する暴力の根絶と防止の記事を掲載し、意識啓発を図る。	情報紙「ウイズじょうえつからのおたより」に暴力防止に向けた特集記事と女性相談窓口の案内を掲載し、暴力の防止に向けた啓発活動を実施する。(数値目標:特集記事を1回、女性相談窓口の案内は毎回掲載)	情報紙を通じたDV防止に関する啓発 ・情報紙「ウイズじょうえつからのおたより」への継続的な記事掲載(9/25号)を通じて、DVを始めとする主に女性に対する暴力防止について啓発した。	A	継続		男女共同参画推進センター
	女性に対するあらゆる暴力の根絶と防止に向けた講座の開催	女性に対するあらゆる暴力の根絶と防止を図るための講座を開催する。	センター講座及び出前講座の開催を通じて、女性に対する暴力の根絶と防止に向けた意識醸成につなげてもらうための機会を提供する。(数値目標:センター講座と出前講座を合わせて1講座以上)	DV防止をテーマに取り入れた講座の開催 ・男女共同参画推進センター講座 2講座 ・学校・企業・地域等を対象とする出前講座(講師の派遣) 1講座	A	継続		
②セクシュアル・ハラスメント等の防止に向けた啓発	セクシュアル・ハラスメントの防止に向けた意識啓発	セクシュアル・ハラスメントの防止に向けた意識啓発用DVDの貸し出しや、出前講座の開催働きかけを行う。	出前講座の開催を中心に、セクシュアル・ハラスメントの防止意識を高めるための機会を提供する。(数値目標:センター講座と出前講座を合わせて1講座以上)	セクシュアル・ハラスメント防止に向けた啓発 ・センター講座(2講座)・出前講座(1回)の開催	A	継続		男女共同参画推進センター

基本目標 1 暴力を許さない社会づくり

重点目標 (2) 相談窓口の充実

施策の方向	第3次基本計画		令和2年度(実績)				担当課	
	事業内容	事業計画	目標	取組実績	評価	方向性		理由・見直し内容等(継続以外)
①女性相談事業の充実	女性に対するあらゆる暴力の根絶に向けた女性相談の充実	女性相談員が各種研修会に参加し、DV等に関する知識の習得や資質の上乗せを図る。	各種研修会の参加を通して、女性相談員としての知識や資質の上乗せを図り、複雑かつ困難化しているケースに適切に対応できる状態にする。	国・県などが主催するDV防止、被害者支援に関する研修会に参加し、知識の習得などに努めた。	A	継続		男女共同参画推進センター
	女性相談窓口の周知	女性相談カードや周知ポスターの作成を通じて、相談窓口の周知を充実する。	女性相談カードや啓発用リーフレットのほか、大型パネルの掲出など、女性の目に届きやすい方法で相談窓口やDVに関する情報を提供することにより、認知度を向上させ、一人で悩むことなく相談ができる状態にする。	・女性相談カードの作成(2,000部)及び配布(市内施設・医療機関・スーパーなどに配置) ・女性相談やDVなどについて周知するポスターの講座等での活用(センター講座や出前講座での活用、女性相談窓口への掲出) ・ダブルリボンキャンペーンの実施(11月)	A	継続		
②その他相談機関との連携	女性に対するあらゆる暴力の根絶に向けた他の相談機関との連携・協力	DV被害者への的確な支援を行うため、被害者の安全と円滑な庁内連携体制の確保を図るとともに、関係課職員のDVに関する知識を高める。	関係者間において、DV防止、被害者支援に関する情報共有と連携体制を確認することにより、相談者・被害者の意向や事情に沿った支援につなげられる状態にする。	DV防止、被害者支援の関係課で組織する「DV防止庁内連絡会議」を開催し、庁内連携体制の確保と情報共有を図った。	A	継続		男女共同参画推進センター
	女性をはじめ市民を対象とした相談窓口の充実	・相談に的確に対応できるよう職員の資質向上を図る。 ・相談窓口の周知に努める。	関係機関と連携しながら、子育てに関する相談に応じることで、子育てに不安や負担を抱える保護者が必要な支援を受けられる状態にする。	関係機関と連携しながら、相談窓口等の周知を行うとともに、子育てに関する相談に対応し、子育て不安の解消につなげた。	A	継続		健康づくり推進課、すこやかなくらし包括支援センター
	介護者と被介護者の暴力(身体的暴力、言葉による暴力、介護放棄等)の根絶をめざし、相談・支援体制を確立	・職員の資質向上。 ・関係機関、関係課との連携、相談窓口の周知に努める。	虐待の通告を受けた際は、高齢者虐待防止マニュアル等を活用し、適切かつ迅速に対応する。また、関係者間で情報を共有し、適切な支援を継続して実施する。	虐待の通告を受けた際は、地域包括支援センター等の関係機関と連携し、迅速かつ適切な支援・対応を行った。	A	継続		すこやかなくらし包括支援センター、高齢者支援課

事業別評価シート

＜第3次基本計画に基づく令和2年度取組実績＞

基本目標 2 被害者等への支援

重点目標 (1) 発見通報体制の整備・被害者の安全な保護

施策の方向	第3次基本計画		令和2年度(実績)				担当課	
	事業内容	事業計画	目標	取組実績	評価	方向性		理由・見直し内容等(継続以外)
①制度や体制、法律の認知のための周知活動の推進	DVに関する制度や法律の周知	情報紙やパンフレット等により、制度や法律等の概要について掲載し、市民への周知を図る。	DVの実態や、相談窓口についての内容を記載し、配偶者等への暴力は犯罪行為であり、決して行ってはならないことを市民に周知する。(数値目標:特集記事掲載1回)	DVに関する制度などの周知 ・情報紙「ウイズじょうえつからのおたより」や、パネル・ポスターのほか、パンフレットを活用した制度周知を行った。 ・ダブルリボンキャンペーンの実施による周知を行った。	A	継続		男女共同参画推進センター
②被害者への安全確保のための情報提供	女性相談事業の実施(売春防止法や、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律の規定に基づき、女性相談員を設置し売春の防止や配偶者等からの暴力防止、被害者の保護を図る。)	相談業務の実施 ・相談員の配置 ・相談区分:男女共同参画推進センターにおける来所相談、電話による相談、市の施設等における出張相談 ・その他:安全確保を図るための関係機関との連絡・連携	様々な不安や悩みを抱える相談者に対し、適切な指導・助言を行うとともに、必要に応じて関係機関及び、庁内関係課等とも連携を図り、相談者の意向に沿った支援ができる状態を維持する。 (数値目標:女性相談と関係機関等との連携不足に起因する苦情件数0件)	女性相談窓口の設置 ・3人の相談員を配置 ・相談日時は、年末年始などを除く月曜～土曜の9時～17時まで(火曜日は19時まで) ・電話及び来所相談のほか、市の施設などへ出向く出張相談を実施し、相談者への支援を行った。(苦情件数0件)	A	継続		男女共同参画推進センター
	DV被害者の緊急一時保護支援	DV被害者の安全確保を図るため、一時保護施設や警察等関係機関との連携を図るとともに、緊急一時保護に係る生活費を貸与する体制を取る。	被害者の安全を確保するため、緊急一時保護者生活支援費を直ちに貸与できる状態を維持する。	DV被害者の緊急一時保護支援策として、要綱に基づき、被害者の安全確保のための経費3万円を用意し、緊急時における体制を維持した。(貸出実績なし)	A	継続		
	女性をはじめ市民を対象とした相談窓口の充実	市民相談センターの開設 ・一般相談 市役所開庁日の毎日 ・弁護士相談 毎週金曜日の午後(1人30分×4コマ) ・司法書士相談 毎週火曜日の午後(1人40分×3コマ)	市民の多様な民事に係る相談に迅速な対応ができるよう情報収集に努めるとともに、庁内関係課との連携体制を維持する。	市民相談センターの開設 ・一般相談 市役所開庁日の毎日(243回開催:相談件数770件) ・弁護士相談 毎月第1～第4金曜日の午後(1人30分×4コマ)(47回開催:相談件数135件) ・司法書士相談 毎週火曜日の午後(1人40分×3コマ)(33回開催:相談件数55件)	A	継続		市民相談センター

事業別評価シート

基本目標 2 被害者等への支援

重点目標 (2) 自立への支援

施策の方向	第3次基本計画		令和2年度(実績)				担当課	
	事業内容	事業計画	目標	取組実績	評価	方向性		理由・見直し内容等(継続以外)
①生活再建への支援	女性相談事業の実施(売春防止法や、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する規定に基づき、女性相談員を設置し売春の防止や配偶者等からの暴力防止、被害者の保護を図る。)	相談業務の実施 ・相談員の配置 ・相談区分:男女共同参画推進センターにおける来所相談、電話による相談、市の施設等における出張相談 ・その他:生活再建に向けた情報を提供するため、関係機関との連携を図る。	被害者の心のケアを第一に、相談内容に応じて、各関係機関とも連携を図りながら、個々のケースに対応した生活再建に向けて助言できる状態を維持する。	DV被害者に対する生活再建支援 ・女性相談窓口の設置を通じた支援の実施(Ⅱ-1-(2))	A	継続		男女共同参画推進センター
②同伴者への支援	女性相談事業の実施(売春防止法や、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する規定に基づき、女性相談員を設置し売春の防止や配偶者等からの暴力防止、被害者の保護を図る。)	相談業務の実施 ・相談員の配置 ・相談区分:男女共同参画推進センターにおける来所相談、電話による相談、市の施設等における出張相談 ・その他:生活再建を行うにあたり、同伴者も多大な影響があることから、それを支援するため、関係機関との連携を図る。	被害者の心のケアを第一に、同伴者に対しても、相談内容に応じて、各関係機関とも連携を図りながら、個々のケースに対応した生活再建に向けて助言できる状態を維持する。	DV被害者の同伴者支援 ・女性相談窓口の設置を通じた支援の実施(Ⅱ-1-(2))	A	継続		男女共同参画推進センター

第3次基本計画に基づく令和2年度取組実績について

■全庁的に取り組むべき施策に関する集約結果と結果に基づく評価

施策の方向	事業内容	事業計画
I 男女が等しく参画するための社会環境整備 3 女性が活躍できる社会づくり (3) 市の施策・方針決定過程への女性の参画拡大 ① 市の各種審議会等へのクオータ制の活用による女性の参画推進	市の各種委員会・審議会等における女性委員登用率の向上	市の各種委員会・審議会等の委員選任に関し、改選に合わせ男女の委員比率が平等となるよう各課に呼び掛ける。

各課事業等の集約結果			
クオータ制達成状況		女性委員の登用状況	
達成	25審議会等 (20.3%)	1人以上 登用	115審議会等 (93.5%)
未達成	98審議会等 (79.7%)	委員への 登用なし	8審議会等 (6.5%)
合計	123の審議会等		

<クオータ制の考え方>
委員が同数(定数が奇数である時は、男女の数の差が1人であること。)となるよう配慮すること。

■参考資料(審議会等における現状)

執行機関、審議会等	
法令等に基づく執行機関、審議会等の区分	
執行機関	1. 地方自治法第180条の5第1項に規定する執行機関 ・教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員 2. 地方自治法第180条の5第3項に規定する執行機関 ・農業委員会、固定資産評価審査委員会
附属機関	3. 地方自治法第202条の5第1項に規定する地域協議会 ・地域自治区に置く地域協議会
	4. 地方自治法第202条の3の規定に基づき条例で設置する審議会及び要綱等に基づく私的諮問機関等 ・上越市特別職報酬等審議会 など

区分別登用状況 (R3. 3. 31現在)			
審議会等	男性	女性	合計
6	35人 85.4%	6人 14.6%	41人
28	309人 81.7%	69人 18.3%	378人
89	845人 68.3%	392人 31.7%	1,237人
123	1,189人 71.8%	467人 28.2%	1,656人

※地域協議会を除いた女性登用率：31.1%

女性委員が不在 (8)

上越市地域公共交通活性化協議会、八千浦区地域協議会、上越市クリーンセンター生活環境保全協議会、上越地域予防接種健康被害調査委員会、上越ものづくり振興センター運営協議会、上越市第三セクター等評価委員会、上越市漁港運営協議会、上越市選挙管理委員会

女性委員の構成比が10%以下 (12)

上越市国民保護協議会、上越市国民保護協議会幹事会、上越市防災会議、浦川原区地域協議会、大島区地域協議会、頸城区地域協議会、板倉区地域協議会、津有区地域協議会、上越市都市計画審議会、上越市美術展覧会運営委員会、上越市文化財調査審議会、上越市農業委員会

第3次基本計画に基づく令和3年度実施計画【総括表】

■ …女性活躍推進に関連する重点目標

施策の分野【2】	基本目標【6】	重点目標【17】	施策の方向【35】	事業数		
I 男女が等しく参画するための社会環境整備	1 男女共同参画を正しく理解できる社会づくり ▶ 重点目標：4 ▶ 施策の方向：8 ▶ 事業数：20	(1) 男女共同参画についての理解の促進	①広報などを通じた継続的啓発活動の推進 ②男女共同参画の基本的知識の周知啓発の推進	重複1 3 1		
		(2) 男女共同参画の視点に立った社会制度・慣行の見直し	①出前講座など地域への積極的な啓発活動の実施 ②あらゆる分野における固定的性別役割分担意識解消への周知啓発活動の実施	5 2		
		(3) 男性にとっての男女共同参画の推進	①男性における男女共同参画の意義の理解促進 ②男性の家事・育児・介護等への参画の促進	1 2		
		(4) 子どもへの意識啓発の推進	①保育園、幼稚園及び学校教育の場における男女平等教育の徹底 ②教育関係者への意識啓発と男女平等教育に関する調査研究の充実	3 3		
		2 男女共同参画を実践できる環境づくり ▶ 重点目標：4 ▶ 施策の方向：9 ▶ 事業数：31	(1) 労働環境の見直しの推進	①ワーク・ライフ・バランスの浸透 ②男女の均等な待遇の確保など男性中心型労働慣行の改善の更なる推進 ③職場におけるあらゆるハラスメントの防止の取組	4 4 1	
			(2) 子育て、介護への支援の充実	①男女共同参画の視点に立った子育て支援施策の充実 ②男女共同参画の視点に立った介護支援施策の充実	6 1	
			(3) 生涯を通じた女性の心と体の健康支援	①女性の性と生殖に関する健康と権利（リプロダクティブ・ヘルス/ライツ）の普及啓発 ②生涯を通じた健康保持への支援及び健康相談の充実	2 9	
			(4) 貧困等により困難を抱えた男女が安心して暮らせる環境の整備	①生活困窮者の自立促進の支援 ②ひとり親家庭等への支援の充実	1 2	
	3 女性が活躍できる社会づくり ▶ 重点目標：3 ▶ 施策の方向：6 ▶ 事業数：15	(1) 女性の能力発揮への支援	①女性の人材育成に向けた各種講座の開催 ②女性の再就職への支援	3 3		
		(2) 企業、団体、学校、地域等における方針決定の場への女性の参画推進	①女性人材の情報収集、整備、提供 ②女性の参画情報の調査、公表	重複1 2 重複1 2		
		(3) 市の施策・方針決定過程への女性の参画拡大	①市の各種審議会等へのクォータ制の活用による女性の参画推進 ②女性職員の積極的な登用	重複1 3 2		
	4 推進体制の整備 ▶ 重点目標：2 ▶ 施策の方向：4 ▶ 事業数：17	(1) 男女共同参画推進センターの充実	①男女共同参画に関する情報発信の強化 ②市民や活動団体への支援	重複1 3 2		
		(2) 男女共同参画社会を目指す全庁的な取組の推進	①市職員への研修会の実施 ②男女共同参画の考え方に基づいた施策の推進	4 重複1 8		
	II 配偶者等からの暴力防止・被害者支援	1 暴力を許さない社会づくり ▶ 重点目標：2 ▶ 施策の方向：4 ▶ 事業数：8	(1) 暴力防止に関する人権教育の推進及び啓発	①配偶者等からのあらゆる暴力の根絶と防止に向けた啓発 ②セクシュアル・ハラスメント等の防止に向けた啓発	2 1	
			(2) 相談窓口の充実	①女性相談事業の充実 ②その他相談機関との連携	2 3	
		2 被害者等への支援 ▶ 重点目標：2 ▶ 施策の方向：4 ▶ 事業数：6	(1) 発見通報体制の整備・被害者の安全な保護	①制度や体制、法律の認知のための周知活動の推進 ②被害者への安全確保のための情報提供	1 3	
			(2) 自立への支援	①生活再建の支援 ②同伴者への支援	1 1	
		合計（重複登載分を除く合計）				93

＜令和2年度実施計画総括表＞

分野Ⅰ 男女が等しく参画するための社会環境整備
 基本目標 1 男女共同参画を正しく理解できる社会づくり
重点目標(1) 男女共同参画についての理解の促進

施策の方向	第3次基本計画		令和3年度実施計画		担当課
	事業内容	事業計画	目標	取組内容	
①広報などを通じた継続的啓発活動の推進	市役所での男女共同参画に関する情報提供と啓発	市役所市民課ロビー及び市民プラザ男女共同参画推進センターにおいて、センターの取組や講座情報、各種団体の情報などを適宜分かりやすく工夫しながら配置し、市民向けに情報提供する。	男女共同参画に関する意識啓発を図るため、より分かりやすく適時適切に情報提供する。	継続的な男女共同参画に関する情報の提供により市民への意識啓発を図る。 ・男女共同参画週間(6月)、女性に対する暴力の防止(11月)、図書コーナーの利用促進など	男女共同参画推進センター
	男女共同参画に関する市民への啓発 ※I-4-(1)-①と重複	情報紙「ウイズじょうえつからのおたより」を発行し、男女共同参画推進センターの取組及び男女共同参画に関する情報を紹介する。	情報紙の発行を通じて、男女共同参画推進センターや男女共同参画について知り、考えてもらう機会を提供する。 (数値目標:年4回(6、9、12、3月)発行)	・情報紙「ウイズじょうえつからのおたより」の発行により市民への啓発を進める。(年4回・町内会班回覧は年1回) ※紙面作成に当たっては、センター登録団体懇談会での意見を反映させる。	
	男女共同参画に関係する図書・参考資料等を閲覧・貸与するスペースの設置	男女共同参画に関係する図書・参考資料等を閲覧・貸与するスペースを設ける。	引き続き、職員図書室に専用のスペースを設け、図書・参考資料等を陳列することにより、職員への啓発を推進する。	職員図書室に専用のスペースを設け、図書・参考資料等を陳列することにより、職員への啓発を推進する。	人事課
②男女共同参画の基本的知識の周知啓発の推進	男女共同参画の基本的知識の周知	男女共同参画の基本的知識の周知を目的とした講座を開催する。	講座の開催を通じて、男女共同参画推進に関する意義や、基本的知識について理解を深めてもらうための機会を提供する。(数値目標:センター講座全体で7講座以上)	男女共同参画推進センター講座を開催し、男女共同参画の基本的知識の周知を図る。 ・センター登録団体委託:7講座 ・(公財)新潟県女性財団との共催:2講座 ※講座の詳細については、センター登録団体懇談会で企画をまとめながら作成する。	男女共同参画推進センター

基本目標 1 男女共同参画を正しく理解できる社会づくり
重点目標(2) 男女共同参画の視点に立った社会制度・慣行の見直し

施策の方向	第3次基本計画		令和3年度実施計画		担当課
	事業内容	事業計画	目標	取組内容	
①出前講座など地域への積極的な啓発活動の実施	地域や団体から申し込みを受け、人権啓発DVDを上映する地域人権懇談会を開催	地域や団体から申し込みを受け、人権啓発DVDを上映する地域人権懇談会を開催	地域等で人権啓発DVDを上映する地域人権懇談会を開催し、参加者の男女共同参画の意義などについて、関心や理解を深める。(数値目標:5回開催)	・民生委員児童委員協議会や町内会、事業所等で開催(目標:5回)し、参加者の男女共同参画の意義などについて、関心や理解を深める。	人権・同和対策室
	地域において男女共同参画を応援していただける人材の育成	男女共同参画サポーターを対象に、地域へ男女共同参画の輪を広げていくための研修会及び懇談会を開催する。	研修会・懇談会を通じてサポーター自身の知識を高めながら、男女共同参画の輪を広げてもらえるような環境を整える。(数値目標:懇談会・研修会を計4回以上開催)	・男女共同参画サポーターを対象に、研修会及び懇談会を開催するほか、各種講座参加者に対しサポーターの登録を呼びかけ、人材の育成を図る。	男女共同参画推進センター
	保護者への啓発方法や連携方法を工夫する。	保護者に啓発する。	男女共同参画への理解を深めるために、各学校が男女平等教育の授業を年1回以上公開する。	年間計画に男女平等教育の授業を位置付けさせ、授業参観日等に保護者や地域の方々に授業を公開するように各学校を指導することにより啓発を進める。	学校教育課
	小学校を会場に、人権を考える講話会を開催	差別のない明るい社会を実現するため、人権を考える講話会を開催する。	差別のない明るい社会を実現するため、人権を考える講話会を16小学校区で開催する。	16小学校区で人権を考える講話会を開催し、啓発を進める。	社会教育課
	地域等に向けた男女共同参画の意識啓発	地域等に向けた男女共同参画の啓発活動や出前講座(講師の派遣)を開催する。	地域における男女共同参画の啓発活動として、地域住民や町内会などが開催する勉強会や研修会などに講師を派遣する出前講座の実施を通じて、市民への意識浸透を図る。(数値目標:出前講座全体で18講座以上)	男女共同参画出前講座の開催し市民への意識浸透を図る。 (企業や学校・町内会などが開催する男女共同参画に関する勉強会・研修会などに講師を派遣)	男女共同参画推進センター
②あらゆる分野における固定的性別役割分担意識解消への周知啓発活動の実施	性別に関係なく、消防団員の入団を促進する	出初式、商業施設、新しい社会人を励ますつどい会場などで実施する入団促進活動に合わせて、市民へ消防団活動は性別に関係なく活躍できることを周知する。	消防団の活動は女性も参加・活躍できることを周知し、男性に限った活動ではない旨を市民へ意識啓発する。(数値目標:周知実施 2回以上)	出初式、商業施設、新しい社会人を励ますつどい会場などで消防団員の入団促進活動に合わせて、啓発チラシの配付等を行い、消防団活動は性別に関係なく活躍できることを周知する。	危機管理課
	固定的性別役割分担意識解消に関する意識啓発	固定的性別役割分担意識解消をテーマとする講座の開催や、情報提供を行う。	講座の開催や情報提供を通じて、あらゆる分野における固定的性別役割分担意識解消に向けた意識醸成を図る。(数値目標:センター講座と出前講座を合わせて1講座以上、情報紙への記事掲載1回以上)	・固定的性別役割分担意識解消をテーマに取り入れた講座の開催、及び、情報紙の発行を通じた情報提供により意識啓発を図る。	男女共同参画推進センター

基本目標 1 男女共同参画を正しく理解できる社会づくり
重点目標 (3) 男性にとっての男女共同参画の推進

施策の方向	第3次基本計画		令和3年度実施計画		担当課
	事業内容	事業計画	目標	取組内容	
①男性における男女共同参画の意義の理解促進	男性に向けた男女共同参画の意識啓発	情報紙に、男性に向けた男女共同参画の意識啓発記事を掲載する。	情報紙に男性に向けた啓発記事を掲載し、男女共同参画の意義などについて理解を深めてもらう機会を提供する。(数値目標:1回以上掲載)	男女共同参画情報紙「ウイズじょうえつからのおたより」への男性向け啓発情報を掲載し理解促進を図る。	男女共同参画推進センター
②男性の家事・育児・介護等への参画の促進	父子手帳の配布及びすくすく赤ちゃんセミナーにおける意識啓発	父親の積極的な育児参加と家族ぐるみの健康づくりを推進するため、子どもの発育・発達や子育てに関する情報を掲載した父子手帳を配布すると共に、すくすく赤ちゃんセミナーにおける意識啓発を行う。	すくすく赤ちゃんセミナーでは、父親の育児参加と家族ぐるみの健康づくりに関する内容を盛り込み、夫婦で参加しやすいよう土日開催を継続する。妊娠届出時における父子手帳の配布率100%を目指す。	・すくすく赤ちゃんセミナー土日開催:2回目年間18回(全30回)、3回目年間18回(全42回)、及び、妊娠届出時やセミナーにおいて父子手帳の活用を促すことにより、父親への意識啓発を行う。	健康づくり推進課
	男性の家庭生活、子育てへの参画促進のための意識啓発	男性の家庭生活、子育てへの参画の促進に向けた講座を開催する。	講座の開催を通じて、家庭生活や、子育てへの参画促進のきっかけづくりを図る。(数値目標:センター講座1講座以上)	「男性の家庭生活、子育てへの参画の促進」をテーマに取り入れた講座の開催により意識啓発を図る。	男女共同参画推進センター

基本目標 1 男女共同参画を正しく理解できる社会づくり
重点目標 (4) 子どもへの意識啓発の推進

施策の方向	第3次基本計画		令和3年度実施計画		担当課
	事業内容	事業計画	目標	取組内容	
①保育園、幼稚園及び学校教育の場における男女平等教育の徹底	乳幼児期からの男女平等の意識の啓発と情報の提供	保育所保育指針に基づき、子どもの性差や個人差にも留意しつつ、性別などによる固定的な意識を植え付けることがないよう配慮しながら、保育を実施する。	園行事における選曲や児童の役割分担を決める際は、男女の分け隔てなく行うとともに、日々の保育についても「男の子らしさ、女の子らしさ」といった固定的な考えを持たないように配慮しながら援助する。	子どもの性差や個人差にも留意しつつ、性別などによる固定的な意識を植え付けることがないよう配慮しながら、保育を実施する。	保育課
	担当者の中核とした男女平等教育の推進	園内研修会を計画的に実施する。	男女平等教育の推進のために、年間2回以上男女平等教育を含む人権教育、同和教育の園内研修会を行う。	年間計画に基づき、男女平等教育に関する研修会を実施するように幼稚園を指導する。	学校教育課
	男女平等教育の全体計画に基づいた授業実践	全体計画に基づいて確実に授業実践を行う。	男女平等教育の全体計画に基づき、各教科領域で指導するとともに、年1回以上男女平等教育の授業を行う。	男女平等教育の全体計画に基づき授業実践が行われるように各学校を指導する。	
②教育関係者への意識啓発と男女平等教育に関する調査研究の充実	担当者の中核とした男女平等教育の推進	校内研修会を計画的に実施する。	男女平等教育に関する意識啓発を図るために、男女共同参画推進担当者、人権教育担当者が、校外の研修に年間1回以上参加し、その成果を確実に伝達する。	担当者が校外の男女平等教育に関する研修に参加するよう、各学校に指導する。	学校教育課
	各学校における教育関係者の男女平等教育推進状況アンケート調査の実施	学校における男女平等教育の現状と進捗状況を提示することにより、教育関係者の意識啓発を図る。	男女平等教育推進状況アンケートを年1回以上実施し、現状と進捗状況を明らかにし、教育関係者の意識を高める。	男女平等教育推進状況アンケートを実施させ、その結果を学校評価に生かすよう、各学校に指導する。	
	「男女平等」をテーマとする意識啓発	講座の開催や、「男女平等」に関連する情報の提供を通じて意識啓発を図る。	講座の開催や情報提供を通じて、「男女平等」に関する理解を深めてもらう機会を提供する。(数値目標:センター講座と出前講座を合わせて1講座以上)	・「男女平等」をテーマとする講座の開催(センター講座、出前講座)、及び、国・県、関係団体、男女共同参画推進センターからの関連情報の提供を通して意識啓発を図る。	男女共同参画推進センター

基本目標 2 男女共同参画を実践できる環境づくり
重点目標 (1) 労働環境の見直しの推進

施策の方向	第3次基本計画		令和3年度実施計画		担当課
	事業内容	事業計画	目標	取組内容	
①ワーク・ライフ・バランスの浸透	こころの健康づくりや自殺予防のための基盤整備を推進	地域での自殺予防対策の推進 関係機関等とのネットワークの強化を図り、包括的な自殺予防対策の基盤整備を推進し、自殺者の減少を目指す。 こころの健康サポートセンターでの相談	精神保健や自殺予防に対する正しい知識の普及・啓発に努める。また、行政機関の各部署や地域の関係機関との連携を図るとともに、複合的・総合的な精神保健・自殺予防対策の基盤を整備し、自殺者数の減少を目指す。	すこやかにくらし包括支援センターや健康づくり推進課において、こころの相談に対応し、適切な支援につなげる。 自殺予防対策連携会議を開催し、関係機関との情報共有等を行うほか、併せて自殺予防研修会など、地域における自殺予防対策を推進する。	すこやかにくらし包括支援センター・健康づくり推進課
	事業者等へのワーク・ライフ・バランスに関する意識啓発	事業者等に対する意識啓発のための広報誌やホームページによる周知	職場環境の改善に向けて、ワーク・ライフ・バランス等の講座を開催し定員の7割以上の参加を目指す。	広報誌やホームページへ掲載するとともに事業所へのチラシの配布により周知及び働きかけを行うほか、事業所向けの講座を開催し意識啓発を図る。	産業政策課
	仕事と育児・介護の両立のための情報提供	関係機関と連携し、情報提供を行う。	仕事と育児・介護の両立について、適切な理解や実施が進むよう定期的な情報提供を行う。	市のホームページで仕事と育児・介護の両立についての情報等を掲載し、広く周知を行う。	
	ワーク・ライフ・バランスに関する意識啓発	ワーク・ライフ・バランスや職場におけるあらゆるハラスメント防止意識浸透のための講座を開催する。	センター講座や出前講座の開催を通じて、その意義や効果について認知と理解を深めてもらう機会を提供する。(数値目標:センター講座と出前講座を合わせて1講座以上)	ワーク・ライフ・バランスをテーマに取り入れた講座の開催により意識啓発を図る。	男女共同参画推進センター
②男女の均等な待遇の確保など男性中心型労働慣行の改善の更なる推進	新潟労働局、新潟県、関係機関等の行う労働環境を向上させる取組の啓発、情報提供	事業や制度を効果的に周知するための広報誌やホームページへの掲載及びポスターの貼り出しやチラシの配置	労働環境の改善に向けて、定期的な情報提供を行う。(年2回以上)	関係機関が実施する取組や制度について広く周知し労働環境の改善を進める。	産業政策課
	育児・介護休業法に規定された努力事項実施事業者に対し、建設工事の入札参加資格者の格付けのための総合評価に加点を行う。	建設工事入札参加資格者が、育児・介護休業法に規定された努力事項に取り組んでいる場合、入札参加者の格付けに際し当該事業者の総合評価に加点を行う。	市が発注する建設工事の入札参加資格に男女共同参画の視点を加え、育児・介護休業法に規定される努力事項の取組促進を図る。	引き続き、市ホームページで入札契約制度の概要を掲載し、育児・介護休業法に規定された努力事項実施に対する加点制度を周知していく。	契約検査課
	家族経営協定締結による女性農業者の経営参画の推進	農業委員会だよりに家族経営協定を周知する記事を掲載する。 協定締結の意義を農業委員・農地利用最適化推進委員の相談活動を通じて伝える。	家族経営協定について、周知を一層すすめる。	農業委員会だよりに協定に関する記事を掲載すること、及び、農業委員・農地利用最適化推進委員が相談活動を通じて協定締結の意義を伝えることにより、女性農業者の経営参画に取り組む。	農業委員会事務局
	農業者年金加入による女性農業者の老後の経済基盤の強化	農業委員会だよりに農業者年金を周知する記事を掲載する。 農業者年金加入のメリットを農業委員・農地利用最適化推進委員の相談活動を通じて伝える。	農業者年金について、周知を一層すすめる。	農業委員会だよりに農業者年金に関する記事を掲載すること、及び、農業委員・農地利用最適化推進委員が相談活動を通じて農業者年金加入のメリットを伝えることにより、女性農業者の老後の経済基盤の強化に取り組む。	
③職場におけるあらゆるハラスメントの防止の取組	職場におけるあらゆるハラスメント防止に関する意識啓発	職場におけるあらゆるハラスメント防止意識浸透のための講座を開催する。	センター講座や出前講座の開催を通じて、その意義や効果について認知と理解を深めてもらう機会を提供する。(数値目標:センター講座と出前講座を合わせて1講座以上)	職場におけるあらゆるハラスメント防止をテーマに取り入れた講座の開催により意識啓発を図る。	男女共同参画推進センター

基本目標 2 男女共同参画を実践できる環境づくり
重点目標(2) 子育て、介護への支援の充実

施策の方向	第3次基本計画		令和3年度実施計画		担当課
	事業内容	事業計画	目標	取組内容	
① 男女共同参画の視点に立った子育て支援施策の充実	(事業名)子育てセミナー、ベビー健康プラザ (目的)子育てに関する知識の習得や育児不安の解消と楽しく子育てができる環境づくりを推進する。	・子育てセミナーを開催 ・ベビー健康プラザを開催	・子育てに関する各種講座を実施し、子育ての不安感や孤立感の緩和を図る。 ・乳児を抱える保護者に、子育てに関する知識の普及を図る。	子育てセミナー(年10回)、ベビー健康プラザ(年12回)の開催により、子育ての不安感や孤立感の緩和、子育てに関する知識の普及を図る。	こども課
	(事業名)ファミリーサポートセンター運営事業 (目的)地域の子育ての相互援助活動を支援することにより、仕事と育児を両立させ、安心して働くことのできる環境づくりを推進する	新規の提供会員数を増やすとともに、依頼会員のニーズに見合った提供会員を紹介する。	新規の提供会員を増やすとともに、依頼会員のニーズに見合った提供会員の紹介率を100%とする。	依頼会員からのニーズに対応できるよう提供会員数を確保するため、各種団体等を対象とした説明会を行うなど会員募集活動を強化するとともに、養成講座や講習会を通して、提供会員の資質向上を図り、児童の預かり時における安全性の向上につなげる。	
	放課後児童クラブにおいて、共働き家庭が増加する中、子育てと就労の両立支援のため、昼間保護者のいない小学校1年～6年生を有償で預かり、児童の健全育成を図る。	・学校と連携を図りながら、児童クラブの環境改善に努める(クラブ担当教員や教育補助員との連携、利用人数に応じたクラブ室スペースの確保、支援を必要とする児童への対応等)。 ・指導員の資質向上(専門相談員の配置、研修会の充実) ・小規模クラブ、未開設校への対応	引続き、「上越市放課後健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例」に基づき、適切かつ効果的な運営場所の確保、支援員及び補助員の配置を行うとともに、運営を担う支援員等の資質向上を図る。	・学校外で開設している児童クラブを学校内への移転に向け学校や関係機関との調整を行うほか、学校内での調整が困難な場合には、学校近隣の公共施設や民間施設の借上げにて調整を行う。 ・支援員等研修会を年2回以上行い、支援員等の資質向上を図る。	学校教育課
	児童の保育を実施するとともに、児童の受入態勢を整備し、待機児童数ゼロを維持する。	保育園の再配置等に係る計画に基づき公立保育園の整備を行い、児童受入れ体制を整えるとともに職員の適切な配置も検討する。	増加傾向にある未満児の保育ニーズに対応するため、児童の受入態勢を整備して、引き続き待機児童ゼロを維持する。	未満児保育における職員の適切な配置や児童増への職員配置を行い、待機児童ゼロを維持する。	保育課
	・学校と連携を図りながら、児童クラブの環境改善に努める(クラブ担当教員や教育補助員との連携、利用人数に応じたクラブ室スペースの確保、支援を必要とする児童への対応等)。 ・支援員の資質向上(専門相談員の配置、研修会の充実) ・小規模クラブ、未開設校への対応	上越市保育園のあり方検討委員会から提出された意見書に基づき、子育て支援機能の充実を図るための職員体制を整える。	子育て支援機能の充実を図るための職員体制を整え、各種特別保育事業を実施し、保護者の就労形態や子どもの発達、家庭状況等による多様な保育ニーズに対応する。	各種特別保育事業を実施し、保護者の就労形態や子どもの発達、家庭状況等による多様な保育ニーズや育児不安の解消を図る。	
男女共同参画の視点に立った子育て支援に関する意識啓発	男女共同参画の視点に立った子育て支援に関する講座を開催する。	講座の開催を通じて、男女共同参画の視点に立った子育てと仕事の両立等のポイントなどについて理解を深めてもらう機会を提供する。(数値目標:センター講座と出前講座を合わせて1講座以上)	男女共同参画の視点に立った子育て支援をテーマに取り入れた講座の開催により意識啓発を図る。	男女共同参画推進センター	
② 男女共同参画の視点に立った介護支援施策の充実	男女共同参画の視点に立った介護支援に関する意識啓発	男女共同参画の視点に立った介護支援に関する講座を開催する。	講座の開催を通じて、男女共同参画の視点に立った介護支援の意義や重要性について理解を深めてもらう機会を提供する。(数値目標:センター講座と出前講座を合わせて1講座以上)	男女共同参画の視点に立った介護支援をテーマに取り入れた講座の開催により意識啓発を図る。	男女共同参画推進センター

重点目標(3) 生涯を通じた女性の心と体の健康支援

施策の方向	第3次基本計画		令和3年度実施計画		担当課
	事業内容	事業計画	目標	取組内容	
①女性の性と生殖に関する健康と権利(リプロダクティブ・ヘルス/ライツ)の普及啓発	女性の性と生殖に関する健康と権利に関する普及啓発及び生涯を通じた健康保持	女性の性と生殖に関する健康と権利及び生涯を通じた健康保持に関する講座を開催する。	講座の開催を通じて、性と生殖に関する健康と権利について理解と認知を高めてもらう機会を提供する。(数値目標:センター講座と出前講座を合わせて1講座以上)	女性の性と生殖に関する健康と権利及び健康保持をテーマに取り入れた講座の開催により普及啓発を図る。	男女共同参画推進センター
	保健体育の授業(「心身の機能の発達と健康」「健康な生活と疾病の予防」)及び保健指導において、性に関する正しい知識を指導する。	各校園ごとに性に関する指導の全体計画を作成し、「性に関する指導」を年間計画に位置付け実施する。	各校園における「性に関する指導」の実施率90%以上を目指す。	・性に関する指導の全体計画の作成 ・「生命の尊厳」「男女の体のつくり」「二次性徴の発現と特徴」「性感染症」「男女の役割」等に係る授業及び保健指導の実施	学校教育課
②生涯を通じた健康保持への支援及び健康相談の充実	健康づくりリーダー・食生活改善推進員・運動普及推進員の合同研修会での啓発活動	健康づくり推進活動チーム研修会において女性の健康づくりについて啓発する。	女性の健康づくりへの意識向上と行動変容を目的に、健康づくり推進活動チーム研修会、食生活改善推進員、運動普及推進員の研修会において女性の健康づくりを含む生涯を通じた健康づくりについて啓発を行う。	健康づくり推進活動チーム研修会、及び、食生活改善推進員、運動普及推進員研修会の開催により啓発活動を進める。	健康づくり推進課
	子宮頸がんや乳がんの女性特有のがんを早期に発見するためがん検診を実施する。	・子宮頸がん検診:20歳以上の女性を対象に実施 ・乳がん検診:40歳以上の女性を対象に実施 ・検診会場にて乳がんの自己触診方法について健康教育を実施	上越市の死亡原因の第1位である「がん」の予防のための情報提供と各種がん検診を実施することにより、早期発見・早期治療に結び付け、市民の健康寿命の延伸と医療費負担の軽減を図る。子宮頸がんと乳がんの検診受診者を受診率を前年度より増加させる。	・受診勧奨 ・モバイル受付 ・無料クーポン券配布 子宮頸がん検診(21歳のみ) 乳がん検診(41歳のみ) ・土曜日・日曜日健診の実施	
	妊婦一般健康診査費用を公費負担することにより、妊娠中の健康管理及び女性の健康の保持・増進を図る。	・妊婦一般健康診査:妊娠届出を行った市民を対象に受診票を交付する ・公費負担回数:14回	妊婦一般健康診査費用の公費負担を継続し、妊婦が必要な健診を受診し健康管理を行うことにより、安心して妊娠期を過ごし出産を迎えることができるようにする。	妊婦一般健康診査公費負担14回、及び、妊娠届出時における受診勧奨を行い、女性の健康の保持・増進を図る。	
	実施主体をスポーツ協会等とし、女性の関心が高く、参加しやすい教室等を開催し、女性の健康増進・体力維持の機会を提供する。	実施主体をスポーツ協会等とし、広報上越等に教室情報を掲載し、周知を図る。	・女性が参加しやすい各種教室の開催 ・市ホームページを通じた画像・動画による運動情報の発信	・広報上越に教室情報を掲載して周知を図り、事業の実施を支援することにより、女性の健康増進・体力維持の機会を提供する。 ・市ホームページを通じて画像・動画による運動情報を発信する。	スポーツ推進課
	産前・産後の体調不良のため、家事や育児が困難な家庭及び多胎児を出生した家庭に対して、安心して妊娠期や産後を迎えられるよう、ホームヘルパーを派遣する。(産前・産後ヘルパー派遣事業)	・派遣期間:妊娠中及び産後16週以内で、60時間を限度とする。(多胎児の場合は妊娠中及び産後1年以内、70時間を限度) ・派遣内容:家事援助、兄弟の世話、乳児の世話、母親への支援 ・委託先:上越市社会福祉協議会他市内2事業所	関係医療機関や母子保健事業等において事業内容の周知を図ることにより、必要な家庭がもれなく制度を利用できるようにする。	母子保健事業における周知、及び、産科医療機関及び関係団体への制度説明の実施により制度の適切な利用を促進する。	健康づくり推進課
	「たばこと健康」に関する情報提供を行い、禁煙への意識の向上を目指す。女性自身の喫煙や受動喫煙による女性(妊婦含む)の健康被害について啓発する。	・母子健康手帳交付時やすくすく赤ちゃんセミナー参加者に対して、禁煙・受動喫煙防止についての資料を配付。 ・健診受診者のうち、喫煙する者に喫煙による影響についての資料を配付。 ・広報誌等で喫煙及び受動喫煙による健康への影響について情報提供を行う。	たばこと健康についての正しい知識の普及・啓発に努め、たばこの害から市民の健康を守り、クリーンな環境の整備に努める。妊婦の喫煙率1.0%以下を目指す。	・妊産婦喫煙防止(母子手帳交付、3か月健診において妊産婦等に対して、禁煙に向けた指導を行う。)、未成年者喫煙防止、受動喫煙防止に基づき、健康被害の啓発を進める。	
	助産師による女性の健康相談を行い、思春期から妊娠・出産・育児さらに不妊や更年期など各期の不安の軽減や知識の普及を図る。	電話及び来所による健康相談室の開設 ・月・木・金 午前9:30~11:30 ・金 午後18:30~20:30(祝祭日除く、電話相談のみ)	相談先を周知し、健康相談室の適切な利用を促すとともに関係機関と連携をし、不安の軽減及び女性の健康の保持・増進を図る。	母子保健事業における周知、及び、ホームページでの周知により、女性の健康保持・増進、不安軽減を図る。	
	生後4か月までの乳児のいる家庭等を訪問し、子育て支援や発育・発達、栄養に関する情報提供や養育環境等の把握、必要な相談・保健指導を行う。	・妊産婦・新生児訪問指導事業:妊婦・産婦・新生児のいる家庭を助産師が訪問する。 ・こんには赤ちゃん事業:新生児訪問を受けていない生後4か月児までの家庭を保健師等が行う。 ・子育てに関する情報提供や子育て相談、個々の発育発達にあった支援を行う。	子育て支援や発育・発達、栄養に関する情報提供を行うことにより、安心して育児を行うと共に母子の健康の保持増進を図る。出生児の全数訪問を目指す。未訪問者に対して健康診査やその後の訪問等により支援する。	・妊産婦・新生児訪問の実施 ・こんには赤ちゃん訪問の実施 ・未訪問者の把握及び支援の実施 ・産後うつ病のハイリスク者等、支援が必要な産婦への継続的な支援の実施。	
中学校、高等学校を対象に、生徒自身が心と身体の特徴を理解するとともに次世代を生み育てる体づくりをする大事な時期であることを認識し、望ましい生活習慣を選択する力をつけることができるよう健康教育を行う。	中学校で「命、きずなを考える講座」、高等学校で「思春期保健講座」を開催する。	次世代を生み育てるための重要な時期である中学生及び高校生が、自分や異性の体や生命の大切さを学ぶことにより、自分自身の自己肯定感を高めることができるよう支援する。	・中学校での「命、きずなを考える講座」の実施、及び、高等学校での「思春期保健講座」の実施により健康教育への支援を図る。		

基本目標 2 男女共同参画を実践できる環境づくり

重点目標 (4) 貧困等により困難を抱えた男女が安心して暮らせる環境の整備

施策の方向	第3次基本計画		令和3年度実施計画		担当課
	事業内容	事業計画	目標	取組内容	
①生活困窮者の自立促進の支援	生活困窮者自立支援法(平成27年4月施行)に基づき、生活困窮者に対して自立に向けた各種の支援を行う。	生活困窮者自立支援制度による各種の支援を実施する。	生活困窮者の状況に応じた包括的かつ継続的な支援により、困窮状態から早期に自立できるよう支援する。 自立相談支援機関利用件数(登録者数)年間160件以上	生活困窮者自立支援制度に基づく事業を展開する。 ・自立相談支援 ・住居確保給付金の給付 ・就労準備支援 ・家計相談支援 ・一時生活支援	福祉課
②ひとり親家庭等への支援の充実	ひとり親家庭等の生活の安定等を図るため児童扶養手当を支給する。	ひとり親家庭等に児童扶養手当を支給する。	申請漏れ0件とする	離婚届や他手当の受給者変更届、住所変更届等の手続きにあわせて児童扶養手当の周知を徹底し、申請漏れがないよう徹底する。	こども課
	ひとり親家庭等の経済的負担の軽減を図るため、医療費を助成する。	ひとり親家庭等に対し、医療費を助成する。	申請漏れ0件とする	離婚届や他手当の受給者変更届、住所変更届等の手続きにあわせてひとり親家庭等医療費助成の周知を徹底し、申請漏れがないよう徹底する。	

基本目標 3 女性が活躍できる社会づくり

重点目標 (1) 女性の能力発揮への支援

施策の方向	第3次基本計画		令和3年度実施計画		担当課
	事業内容	事業計画	目標	取組内容	
①女性の人材育成に向けた各種講座の開催	スキルアップを目的として認定職業訓練機関が開催する各種講習会の情報提供	広報上越への掲載による能力開発機会を情報提供	スキルアップを進めるため、講座情報を広報上越に24件以上掲載する。	広報上越に能力開発機会の情報を掲載し女性の人材育成を図る。	産業政策課
	女性労働者の福祉増進と地位向上に向けた女性サポートセンター事業の開催	女性の能力発揮に向けた各種講座等を開催する。	女性労働者の福祉の増進と地位の向上に向けた講座を開催し定員の7割以上の参加を目指すとともに、女性の雇用に関する相談窓口を月1回事前予約制で設置するほか、開設日以外でも相談があれば随時対応する。	女性労働者の福祉の増進と地位の向上に向けた講座を開催する。事業については、女性サポートセンター運営委員会の意見を反映しながら実施する。	
	女性の人材育成及び能力発揮に向けた意識啓発	女性の人材育成及び能力発揮に向けた意識啓発のための講座を開催する。	女性の活躍推進に向け、そのスキル向上を図るための講座を開催し、能力を十分発揮するための環境づくりのための機会を提供する。(数値目標:センター講座1講座以上)	女性の活躍推進に向け、そのスキル向上を図るための講座を開催し、能力を十分発揮するための環境づくりのための機会を提供する。(数値目標:センター講座1講座以上)	男女共同参画推進センター
②女性の再就職への支援	女性の就労支援事業を実施	女性のための再就職支援セミナー(個人向け)	女性のための再就職支援セミナーを開催し定員の7割以上の参加を目指すとともに就労支援事業を実施し、女性が再就職しやすい環境を整える。	女性のための再就職支援セミナーを開催するほか、関係機関との協議、調整、状況把握を行い、女性の再就職への支援する。	産業政策課
	母子・父子自立支援員によるひとり親家庭自立支援プログラム作成	ひとり親に対し、自立に必要な情報提供や相談を行い、職業能力の向上や求職活動を支援する。	支援が必要なひとり親の自立支援プログラムを策定し、就労に結び付ける。	ひとり親に対し、自立に必要な情報提供や相談を行い、職業能力の向上や求職活動を支援する。	こども課
	女性の再就職への支援につながる情報の収集及び提供	国や県、関係団体などが実施する関連講座や新たな制度などについて情報収集するとともに、男女共同参画推進センターなどで関連情報を提供する。	継続的に関連情報を収集するとともに、配置物の定期的な入れ替えを行い、市民に最新の情報を提供する。	国や県、関係団体などが実施する関連講座や新たな制度などの情報を収集するとともに関連情報を提供し、女性の再就職への支援を進める。	男女共同参画推進センター

基本目標 3 女性が活躍できる社会づくり

重点目標 (2) 企業、団体、学校、地域等における方針決定の場への女性の参画推進

施策の方向	第3次基本計画		令和3年度実施計画		担当課
	事業内容	事業計画	目標	取組内容	
①女性人材の情報収集、整備、提供	農業経営に対する女性参画の推進	新潟県農村地域生活アドバイザーを確保する。	農業経営における女性参画を推進するため、新潟県農村地域生活アドバイザーを確保する。 (数値目標)認定者数:1人	新潟県農村地域生活アドバイザーの確保に向けて県振興局と連携し、候補者を複数人選定し呼び掛けを行い、女性の参画推進を図る。	農政課
	女性人材バンク ※ I-3-(3)-①と重複	女性人材に関する情報の収集及び庁内への情報提供を行う。	庁内各課及び学校に対し、各種委員審議会委員や各種講座・研修等の講師の候補者などとして活用してもらう。	市ホームページを通じた女性人材バンクへの登録呼び掛け、及び、関係課や学校に対する活用呼び掛けを行い、女性の参画推進を図る。	男女共同参画推進センター
②女性の参画情報の調査、公表	次世代育成支援対策推進法に基づく第2次上越市特定事業主行動計画の実施 ※ I-4-(2)-②と重複	・産前・産後休暇及び育児休業を取得している職員の代替として臨時職員を配置する。また、必要に応じて正規職員で補充する。 ・産前休暇前や職場復帰前の面談を実施するとともに、育児休業者情報交換会を開催して職員の不安等を解消する。 ・人事課HP及び会議等で全職員に計画の周知を徹底する。 ・計画に基づき、制度の周知を行う。	・特定事業主行動計画に従い実施し、令和6年度を達成年度とする各目標値の上昇を図る。	特定事業主行動計画に従った取組の実施	人事課
	女性の参画・活躍情報の調査、公表	女性の参画・活躍情報の収集・調査を行い公表する。	女性の参画・活躍情報を収集・調査し公表することにより、各分野における女性の参画や活躍の現状について理解を深めてもらう。	情報紙や市ホームページ等を通じて、各分野における女性の参画・活躍情報を提供する。	男女共同参画推進センター

基本目標 3 女性が活躍できる社会づくり

重点目標 (3) 市の施策・方針決定過程への女性の参画拡大

施策の方向	第3次基本計画		令和3年度実施計画		担当課
	事業内容	事業計画	目標	取組内容	
①市の各種審議会等へのクォータ制の活用による女性の参画推進	女性人材バンク ※ I-3-(2)-①と重複	女性人材に関する情報の収集及び庁内への情報提供を行う。	庁内各課及び学校に対し、各種委員審議会委員や各種講座・研修等の講師の候補者などとして活用してもらう。	市ホームページを通じた女性人材バンクへの登録呼び掛け、及び、関係課や学校に対する活用呼び掛けを行い、女性の参画推進を図る。	男女共同参画推進センター
	市の各種委員会・審議会等における女性委員登用率の向上	【全庁での取組】 市の各種委員会・審議会等の委員選任に関し、改選に合わせ男女の委員比率が平等となるよう各課に呼び掛ける。	引き続き各種審議会等における女性登用率の向上を図るよう呼び掛けし、女性委員の登用率を現状値(29.1%)より向上させる。	庁内に向けた「クォータ制」の趣旨及び各種審議会等における女性登用率の向上に向けて働きかける。	全庁(取りまとめ:男女共同参画推進センター)
	ファミリーヘルプ保育園での一時預かり保育の実施。	制度の周知に努め、市主催の会議等に参加する委員に対し、会議等への出席がしやすい環境をつくる。	市主催の会議等に参加する委員に対し、会議等への出席がしやすい状態にする。	制度の周知に努め、市主催の会議等に参加する委員に対し、ファミリーヘルプ保育園等の利用により会議等へ出席しやすい環境を継続する。	保育課
②女性職員の積極的な登用	市の中堅幹部として必要な行政管理能力・政策形成能力を習得する研修の機会を男女均等に付与し、管理職の候補となり得る職員を育成する。	自治大学校へ、主任級の女性職員1人を派遣する。	外部研修機関、省庁等に女性職員を派遣する。	地方創生時代の職員・組織を創るべく、派遣先については毎年検討・見直しを行っている。令和3年度は、自らの政策形成能力、調整能力等を高めるため、外部研修機関、省庁等に女性職員を派遣する。	人事課
	女性職員の積極登用	女性職員を様々な分野へ積極的に登用する。	女性職員数の増加に向け、受験者の女性の割合を増加させるとともに、女性職員・男性職員の区別なく、公正に職員を採用し、様々な分野へ積極的に登用する。	・職員の採用に当たり、子育て支援制度等、働きやすい職場であることを周知した上で、受験者の能力・適性に基づく公正な採用選考を行う。(職員採用ガイドの作成・配布、各種説明会での周知、職員採用試験の実施) ・職員の自己申告書や能力・適性を踏まえ、様々な分野へ積極的に登用する。	

基本目標 4 推進体制の整備

重点目標 (1) 男女共同参画推進センターの充実

施策の方向	第3次基本計画		令和3年度実施計画		担当課
	事業内容	事業計画	目標	取組内容	
①男女共同参画に関する情報発信の強化	男女共同参画に関する市の取組の紹介	「上越市の男女共同参画の取組」冊子の作成と配布による周知・啓発	上越市の男女共同参画に関する取組・事業内容をまとめた冊子「上越市の男女共同参画の取組」を作成するとともに、その内容を上越市ホームページへ公開し、理解を深めてもらう。	上越市の男女共同参画に関する取組の公表 ・冊子「上越市の男女共同参画の取組」の作成 ・上越市ホームページでの公開	男女共同参画推進センター
	男女共同参画に関する市民への啓発 ※ I-1-(1)-①と重複	情報紙「ウイズじょうえつからのおたより」を発行し、男女共同参画推進センターの取組及び男女共同参画に関する情報を紹介する。	情報紙の発行を通じて、男女共同参画推進センターや男女共同参画について知り、考えてもらう機会を提供する。(数値目標:年4回(6、9、12、3月)発行)	・情報紙「ウイズじょうえつからのおたより」の発行により市民への啓発を進める。(年4回・町内会班回覧は年1回) ※紙面作成に当たっては、センター登録団体懇談会での意見を反映させる。	
	市民への男女共同参画に関する情報提供と情報発信	男女共同参画に関する図書を購入し、市民へ情報提供と情報発信を行う。	男女共同参画に関する図書を充実させ、貸し出すことにより、男女共同参画に関する理解を深めてもらう。(数値目標:図書貸出数280冊以上・貸出人数90人以上)	男女共同参画関係図書の購入及び貸出により、市民への情報提供・情報発信を行う。	
②市民や活動団体への支援	男女共同参画の活動団体への支援	・男女共同参画推進センター登録団体懇談会・研修会の開催 ・男女共同参画に関する情報の提供	登録団体への情報提供や、登録団体間の交流・連携を図る機会を設けることにより、登録団体の企画力、運営力向上につなげていく。(数値目標:懇談会・研修会計4回以上開催)	男女共同参画団体の支援 ・センター登録団体懇談会の開催 ・研修会の実施 ・各種情報の提供	男女共同参画推進センター
	センター登録団体等との連携	センター登録団体への講座の委託及び協働による講座の運営。	講座の企画・運営を委託することにより、登録団体の持つ専門性やネットワークの活用が図られ、市民目線による分かりやすい講座の開催につなげる。(数値目標:7講座委託)	市が指定したテーマに基づき、男女共同参画推進センター登録団体に企画と運営を委託し、講座を開催する。	

基本目標 4 推進体制の整備

重点目標 (2) 男女共同参画社会を目指す全庁的な取組の推進

施策の方向	第3次基本計画		令和3年度実施計画		担当課
	事業内容	事業計画	目標	取組内容	
①市職員への研修会の実施	セクシュアル・ハラスメント防止対策周知	研修(特に課長級・副課長級職員対象)時に、セクシュアル・ハラスメントの防止について周知し、課内でハラスメントが起きない環境整備に努める。	・全ての職員がハラスメントへの共通認識を持てるよう、ハラスメント防止指針の周知を行うとともに、誰もが正しい知識を習得できる機会を提供する。	・主任級から課長級までの全ての階層別において、ハラスメントの基礎知識及び防止に関する研修を実施する。 ・全ての職員がハラスメントへの共通認識を持てるよう、ハラスメント防止指針の周知を行うとともに、職員自ら正しい知識を習得できる環境を整備する。	人事課
	広報上越やホームページの作成時及びメディアを通じた情報発信においてもジェンダーの視点で行うため、職員研修を行う。	広報上越やホームページの作成時及びメディアを通じた情報発信においてもジェンダーの視点で行うため、広報主任の研修を行う。	広報上越や市ホームページなどへの情報発信については、男女共同参画に基づいた視点による表現、原稿作成、情報提供を行う。	年に1回以上広報主任会議を開催し、職員への意識づけを図る。	広報対話課
	男女共同参画に関する保育士及び幼稚園教諭の意識啓発	男女共同参画の考えに立った業務の遂行を図るため保育園及び幼稚園職員に対して研修会を実施する。	保育士向け研修会を開催し、第3次基本計画の趣旨、目指す方向・取組について理解を深めてもらう。(数値目標:1回開催)	保育士向け研修会を開催し、意識啓発を図る。	男女共同参画推進センター
	男女共同参画に関する職員の意識啓発	男女共同参画の考えに立った業務の遂行を図るため職員研修会を開催する。	職員向けの研修会を開催し、第3次基本計画の趣旨、目指す方向・取組について理解を深めてもらう。(数値目標:1回開催)	職員向け研修会を開催し、意識啓発を図る。	

施策の方向	第3次基本計画		令和3年度実施計画		担当課
	事業内容	事業計画	目標	取組内容	
②男女共同参画の考え方に基づいた施策の推進	職場における旧姓使用	職員から申請のあった旧姓使用について、業務上の支障又は混乱を招く恐れがないかを確認し、可否を判断する。	現行の制度を継続して実施する。	現行制度の継続実施	人事課
	男女共同参画に係る市民意識の把握	・男女共同参画推進センター講座・出前講座の参加者に対し、アンケートを実施する。 ・上越市における男女共同参画全般に関する市民意識調査を実施する。	講座参加者へのアンケートを通じて、男女共同参画に関する市民の意識・現状を把握し、男女共同参画事業の参考とする。	各種講座参加者に対し、講座の感想及び男女の地位の平等感についてアンケートを実施し、意識・現状を把握する。	男女共同参画推進センター
	情報発信時におけるジェンダー視点でのチェック	【全庁での取組】 広報じょうえつやホームページ作成時及びメディアを通じた情報発信、周知文書等常にジェンダーの視点からチェックする。	職員に対しジェンダーガイドラインに関する意識付けのための情報提供を行い、職員一人一人からその意識を持ってもらう。	ジェンダーガイドラインに関する職員向けの継続的な周知と情報提供を行い、意識啓発を図る。	全庁(取りまとめ:男女共同参画推進センター)
	人間関係、セクシュアル・ハラスメント等に関する悩みや不安などに適切に対応するための職員相談窓口制度の充実を図る。	外部・内部の相談窓口を継続し、気軽に利用できるよう周知する。	パワーハラスメント、セクシュアルハラスメント、妊娠、出産、育児又は介護に関するハラスメントに関する相談に、迅速かつ適切に対応する。	・職場におけるハラスメントに関する相談窓口の周知を図る。 ・職員からの相談に迅速に応じ、適切に対応するため、ハラスメント相談員が相談・対応のノウハウを学ぶことができる研修を実施する。	
	次世代育成支援対策推進法に基づく第2次上越市特定事業主行動計画の実施 ※I-3-(2)-②と重複	・産前・産後休暇及び育児休業を取得している職員の代替として臨時職員を配置する。また、必要に応じて正規職員で補充する。 ・産前休暇前や職場復帰前の面談を実施するとともに、育児休業者情報交換会を開催して職員の不安等を解消する。 ・人事課HP及び会議等で全職員に計画の周知を徹底する。	・特定事業主行動計画後期計画(R2～R6)に従い実施し、令和6年度を達成年度とする各目標値の上昇を図る。	特定事業主行動計画に従った取組の実施	人事課
	子育て・介護のための休暇(ケアリング休暇)取得運動の実施	子育てをしている職員やその家族、また、介護する必要がある家族のある職員が、子育てや介護等に関わるために、子育て・介護のための休暇(ケアリング休暇)を積極的に取得するなど、休暇を取得しやすい環境づくりを行い、職場全体で支援する。	・特定事業主行動計画後期計画(R2～R6)に従い実施し、令和6年度を達成年度とする目標値、「職員一人当たりの年次休暇取得日数平均12日」を目指す。	特定事業主行動計画に従った取組の実施	
	男女双方の視点に配慮した避難所の運営	女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の確保などに配慮するとともに、職員配置の男女バランス、相談体制の整備、避難住民による避難所管理組織に対しての男女共同参画の配慮など、男女のニーズの違い、男女双方の視点等に立った避難所運営を図る。	集中保管施設で保管している更衣室(兼授乳室)のほか、要配慮者物資としてH29年度配備した間仕切りを活用し、プライバシー等に配慮した避難所運営に役立てる。	集中備蓄のほか、要配慮者物資として間仕切りを各避難所に配備を継続し、男女双方の視点に配慮した避難所運営を図る。	危機管理課
	女性等のニーズに対応した災害時備蓄品の確保	女性や子育て家庭のニーズに対応した災害時備蓄品について、計画的な確保に努める。	女性や子育て家庭のニーズに対応した粉ミルクや哺乳瓶等を平成26年度に購入し、市内16か所の拠点施設に配備した。今後も引き続き配備を継続する。	今後も引き続き要配慮者物資の維持管理を継続し、女性や子育て家庭のニーズの対応に努める。(粉ミルクは毎年度更新)	

分野Ⅱ 配偶者等からの暴力防止・被害者支援

基本目標 1 暴力を許さない社会づくり

重点目標 (1) 暴力防止に関する人権教育の推進及び啓発

施策の方向	第3次基本計画		令和3年度実施計画		担当課
	事業内容	事業計画	目標	取組内容	
①配偶者等からのあらゆる暴力の根絶と防止に向けた啓発	女性に対するあらゆる暴力の根絶と防止に向けた啓発	情報紙に女性に対する暴力の根絶と防止の記事を掲載し、意識啓発を図る。	情報紙「ウイズじょうえつからのおたより」に暴力防止に向けた特集記事と女性相談窓口の案内を掲載し、暴力の防止に向けた啓発活動を実施する。(数値目標:特集記事を1回、女性相談窓口の案内は毎回掲載)	情報紙を通じたDV防止に関する啓発 ・情報紙「ウイズじょうえつからのおたより」への継続的な記事掲載を通じて、DVを始めとする主に女性に対する暴力防止について啓発する。	男女共同参画推進センター
	女性に対するあらゆる暴力の根絶と防止に向けた講座の開催	女性に対するあらゆる暴力の根絶と防止を図るための講座を開催する。	センター講座及び出前講座の開催を通じて、女性に対する暴力の根絶と防止に向けた意識醸成につなげてもらうための機会を提供する。(数値目標:センター講座と出前講座を合わせて1講座以上)	DV防止をテーマに取り入れた講座の開催 ・男女共同参画推進センター講座 ・学校・企業・地域等を対象とする出前講座(講師の派遣)	
②セクシュアル・ハラスメント等の防止に向けた啓発	セクシュアル・ハラスメントの防止に向けた意識啓発	セクシュアル・ハラスメントの防止に向けた意識啓発用DVDの貸し出しや、出前講座の開催働きかけを行う。	出前講座の開催を中心に、セクシュアル・ハラスメントの防止意識を高めるための機会を提供する。(数値目標:センター講座と出前講座を合わせて1講座以上)	セクシュアル・ハラスメント防止に向けた啓発 ・センター講座・出前講座の開催	男女共同参画推進センター

基本目標 1 暴力を許さない社会づくり

重点目標 (2) 相談窓口の充実

施策の方向	第3次基本計画		令和3年度実施計画		担当課
	事業内容	事業計画	目標	取組内容	
①女性相談事業の充実	女性に対するあらゆる暴力の根絶に向けた女性相談の充実	女性相談員が各種研修会に参加し、DV等に関する知識の習得や資質の上乗せを図る。	各種研修会の参加を通して、女性相談員としての知識や資質の上乗せを図り、複雑かつ困難化しているケースに適切に対応できる状態にする。	国・県などが主催するDV防止、被害者支援に関する研修会に参加し、知識の習得などに努める。	男女共同参画推進センター
	女性相談窓口の周知	女性相談カードや周知ポスターの作成を通じて、相談窓口の周知を充実する。	女性相談カードや啓発用リーフレットのほか、大型パネルの掲出など、女性の目に届きやすい方法で相談窓口やDVに関する情報を提供することにより、認知度を向上させ、一人で悩むことなく相談ができる状態にする。	・女性相談カードの配布(市内施設・医療機関・スーパーなどに配置) ・啓発リーフレットの作成及び配布(6,000部) ・女性相談やDVなどについて周知するポスターの講座等での活用(センター講座や出前講座での活用、市民プラザのイベントでの活用、女性相談窓口への掲出)	
②その他相談機関との連携	女性に対するあらゆる暴力の根絶に向けた他の相談機関との連携・協力	DV被害者への的確な支援を行うため、被害者の安全と円滑な庁内連携体制の確保を図るとともに、関係課職員のDVに関する知識を高める。	関係者間において、DV防止、被害者支援に関する情報共有と連携体制を確認することにより、相談者・被害者の意向や事情に沿った支援につなげられる状態にする。	DV防止、被害者支援の関係課で組織する「DV防止庁内連絡会議」を開催し、庁内連携体制の確保と情報共有を図る。	男女共同参画推進センター
	女性をはじめ市民を対象とした相談窓口の充実	・相談に的確に対応できるよう職員の資質向上を図る。 ・相談窓口の周知に努める。	関係機関と連携しながら、子育てに不安や悩みを抱える保護者の相談に応じられる状態にする。	関係機関と連携しながら、相談窓口等の周知を行うとともに、子育てに関する相談に対応し、子育て不安の解消につなげる。	健康づくり推進課、すこやかなくらし包括支援センター
	介護者と被介護者の暴力(身体的暴力、言葉による暴力、介護放棄等)の根絶をめざし、相談・支援体制を確立	・職員の資質向上。 ・関係機関、関係課との連携、相談窓口の周知に努める。	虐待の通告を受けた際は、高齢者虐待防止マニュアル等を活用し、適切かつ迅速に対応する。また、関係者間で情報を共有し、適切な支援を継続して実施する。	・虐待の通告を受けた際は、地域包括支援センター等の関係機関と連携し、迅速かつ適切な支援・対応を行う。	すこやかなくらし包括支援センター、高齢者支援課

基本目標 2 被害者等への支援

重点目標 (1) 発見通報体制の整備・被害者の安全な保護

施策の方向	第3次基本計画		令和3年度実施計画		担当課
	事業内容	事業計画	目標	取組内容	
①制度や体制、法律の認知のための周知活動の推進	DVに関する制度や法律の周知	情報紙やパンフレット等により、制度や法律等の概要について掲載し、市民への周知を図る。	DVの実態や、相談窓口についての内容を記載し、配偶者等への暴力は犯罪行為であり、決して行ってはならないことを市民に周知する。(数値目標:特集記事掲載1回)	DVに関する制度などの周知 ・情報紙「ウイズじょうえつからのおたより」や、パネル・ポスターのほか、パンフレットを活用した制度周知を行う。	男女共同参画推進センター
②被害者への安全確保のための情報提供	女性相談事業の実施(売春防止法や、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律の規定に基づき、女性相談員を設置し売春の防止や配偶者等からの暴力防止、被害者の保護を図る。)	相談業務の実施 ・相談員の配置 ・相談区分:男女共同参画推進センターにおける来所相談、電話による相談、市の施設等における出張相談 ・その他:安全確保を図るための関係機関との連絡・連携	様々な不安や悩みを抱える相談者に対し、適切な指導・助言を行うとともに、必要に応じて関係機関及び、庁内関係課等とも連携を図り、相談者の意向に沿った支援ができる状態を維持する。 (数値目標:女性相談と関係機関等との連携不足に起因する苦情件数0件)	女性相談窓口の設置 ・3人の相談員を配置 ・相談日時は、年末年始などを除く月曜～土曜の9時～17時まで(火曜日は19時まで) ・電話及び来所相談のほか、市の施設などへ出向く出張相談を実施	男女共同参画推進センター
	DV被害者の緊急一時保護支援	DV被害者の安全確保を図るため、一時保護施設や警察等関係機関との連携を図るとともに、緊急一時保護に係る生活費を貸与する体制を取る。	被害者の安全を確保するため、緊急一時保護者生活支援費を直ちに貸与できる状態を維持する。	DV被害者の緊急一時保護支援策として、要綱に基づき、被害者の安全確保のための経費3万円を用意する。	
	女性をはじめ市民を対象とした相談窓口の充実	市民相談センターの開設 ・一般相談 市役所開庁日の毎日 ・弁護士相談 毎週金曜日の午後(1人30分×4コマ) ・司法書士相談 毎週火曜日の午後(1人40分×3コマ)	市民の多様な民事に係る相談に迅速な対応ができるよう情報収集に努めるとともに、庁内関係課との連携体制を維持する。	市民相談センターの開設 ・一般相談 市役所開庁日の毎日 ・弁護士相談 毎月第1～第4金曜日の午後(1人30分×4コマ) ・司法書士相談 毎週火曜日の午後(1人40分×3コマ)	市民相談センター

基本目標 2 被害者等への支援

重点目標 (2) 自立への支援

施策の方向	第3次基本計画		令和3年度実施計画		担当課
	事業内容	事業計画	目標	取組内容	
①生活再建への支援	女性相談事業の実施(売春防止法や、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する規定に基づき、女性相談員を設置し売春の防止や配偶者等からの暴力防止、被害者の保護を図る。)	相談業務の実施 ・相談員の配置 ・相談区分:男女共同参画推進センターにおける来所相談、電話による相談、市の施設等における出張相談 ・その他:生活再建に向けた情報を提供するため、関係機関との連携を図る。	被害者の心のケアを第一に、相談内容に応じて、各関係機関とも連携を図りながら、個々のケースに対応した生活再建に向けて助言できる状態を維持する。	DV被害者に対する生活再建支援 ・女性相談窓口の設置を通じた支援の実施(Ⅱ-1-(2))	男女共同参画推進センター
②同伴者への支援	女性相談事業の実施(売春防止法や、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する規定に基づき、女性相談員を設置し売春の防止や配偶者等からの暴力防止、被害者の保護を図る。)	相談業務の実施 ・相談員の配置 ・相談区分:男女共同参画推進センターにおける来所相談、電話による相談、市の施設等における出張相談 ・その他:生活再建を行うにあたり、同伴者も多大な影響があることから、それを支援するため、関係機関との連携を図る。	被害者の心のケアを第一に、同伴者に対しても、相談内容に応じて、各関係機関とも連携を図りながら、個々のケースに対応した生活再建に向けて助言できる状態を維持する。	DV被害者の同伴者支援 ・女性相談窓口の設置を通じた支援の実施(Ⅱ-1-(2))	男女共同参画推進センター

各種審議会における女性委員登用の現状について

上越市男女共同参画基本条例では、“市が設置する各種委員会等の委員を選任するときは、男女同数となるよう配慮しなければならない”としており、上越市第3次男女共同参画基本計画では、女性の登用率を令和4年度末までに50%にするという目標を掲げ、委員の改選に当たっては積極的に女性委員の登用・推薦を呼びかけてきました。

しかしながら、令和2年度末は、令和元年度末と比較し0.9ポイント下降する結果となり、依然として委員会及び審議会等において女性委員の登用が進んでいない状況が続いています。

1 調査対象

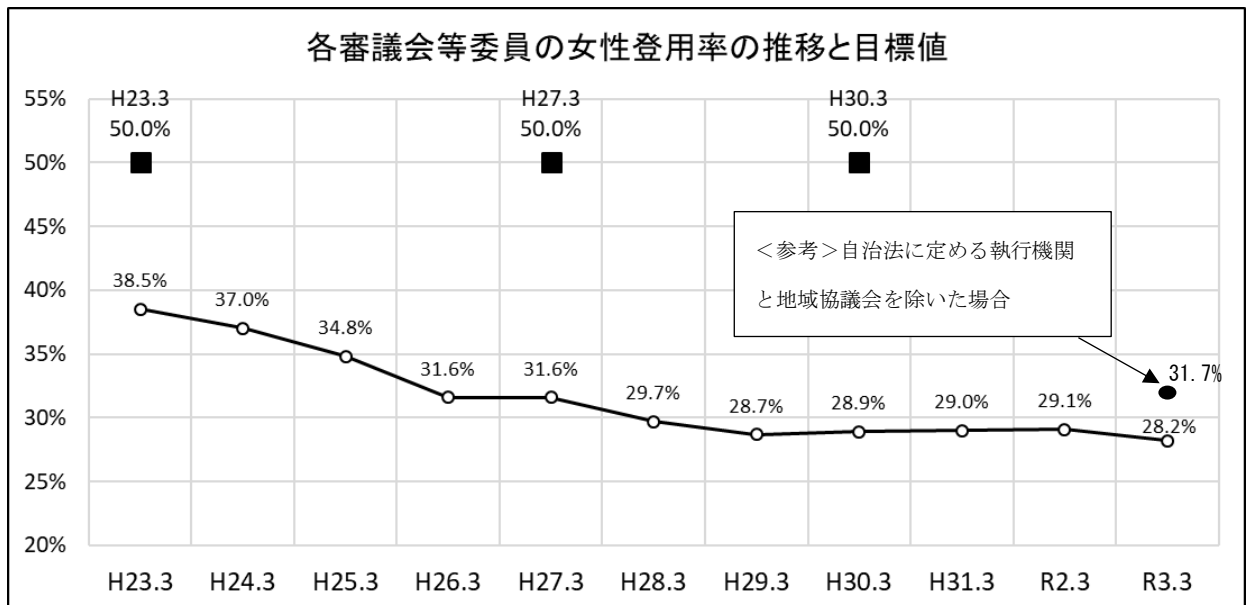
令和3年3月31日現在で設置されている各種審議会等（休止中のものを除く）

2 調査結果

区分／年度	令和元年度	令和2年度	増減
審議会総数	126	123	▲3
委員総数	1,693人	1,656人	▲37人
うち男性委員数	1,201人	1,189人	▲12人
うち女性委員数	492人	467人	▲25人
女性委員の登用率	29.1%	28.2%	▲0.9ポイント
女性のいない審議会等	11	8	▲3

3 区分別の登用状況及びこれまでの推移

執行機関、審議会等		区分別登用状況（R3.3.31現在）			
法令等に基づく執行機関、審議会等の区分					
執行機関	1. 地方自治法第180条の5第1項に規定する執行機関 ・教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員	6	35人	6人	41人
	2. 地方自治法第180条の5第3項に規定する執行機関 ・農業委員会、固定資産評価審査委員会		85.4%	14.6%	
附属機関	3. 地方自治法第202条の5第1項に規定する地域協議会 ・地域自治区に置く地域協議会	28	309人	69人	378人
	4. 地方自治法第202条の3の規定に基づき条例で設置する審議会及び要綱等に基づく私的諮問機関等 ・上越市特別職報酬等審議会 など		81.7%	18.3%	
		89	845人	392人	1,237人
			68.3%	31.7%	



男女共同参画推進センターに関する事業報告

男女共同参画推進センターでは、DV被害をはじめ、家庭、結婚、離婚、経済問題等の女性が抱える問題に対し、専門の相談員が指導・助言を行う女性相談事業と、男女共同参画基本条例や基本計画に基づき男女共同参画の取組を継続的に行う男女共同参画推進事業を実施し、上越市における男女共同参画の推進に取り組んでいます。

ここでは、これらの事業実績を記載します。

◆女性相談事業

1 事業の目的

売春防止法や配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律の規定に基づき女性相談員を設置し、相談者が抱える様々な悩みや問題等の相談を受け付け、必要な支援を講じる。

2 事業の内容

結婚・離婚問題や家庭問題などで不安や問題を抱えている相談者に対し、適切な指導や助言を行うとともに、関係機関・庁内関係課等とも連携を図り、相談者のニーズにかなった支援を行う。

【女性相談】

- ・相談員 3人
- ・相談場所 上越市市民プラザ2階 男女共同参画推進センター内
- ・相談受付 月～土曜日 午前9時～午後5時（毎週火曜日は電話相談のみ午後7時まで）
※日曜日・祝日、年末年始、市民プラザ休館日は除く

【出張相談】

- ・男女共同参画推進センターに出向くことができない相談者に対し、相談員が最寄りの公共施設で相談を行う。（事前予約制）

3 相談件数について

- (1) 令和2年度は相談延べ件数が2,998件、相談実人数は251人となり、令和元年度の相談延べ件数と比較して1,616件の減、相談実人数では23人の減となった。
- (2) 全相談件数の約半数（44.0%）が家庭問題となっており、そのうちDV関係の相談は全相談件数の7.1%を占めている。

<女性相談事業実績>

区分		平成30年度		令和元年度(B)		令和2年度(A)		比較増減 (A)－(B)	
女性保護施設等入寮者数(人)		1		1		1		0	
相談実人数/相談延べ件数		人数	件数	人数	件数	人数	件数	人数	件数
		302	4,466	274	4,614	251	2,998	▲23	▲1,616
内 訳	経済問題	6	444	3	316	19	356	16	40
	職業・就労問題	0	48	3	181	3	20	0	▲161
	結婚・離婚問題	62	459	58	463	39	256	▲19	▲207
	家庭問題	156	2,028	144	2,148	127	1,320	▲17	▲828
	(うちDV関係)	(53)	(516)	(31)	(448)	(28)	(213)	(▲3)	(▲235)
	その他	78	1,487	66	1,506	63	1,046	▲3	▲460
相談日数(日)		280		278		282		4	
1日あたり相談件数(件)		16.0		16.6		10.6		▲6.0	

※ 人数は、主な訴えのあった内訳項目に実人数を記載。件数は、複数の内容の相談があった場合、主な訴え以外の件数も加えて記載。

【参考】

	平成 30 年度	令和元年度(B)	令和 2 年度(A)	比較(A)-(B)
実相談回数(関係機関との連携含む) ※ () 内は 1 相談者当たり回数	1, 180 回 (3. 91 回)	978 回 (3. 57 回)	705 回 (2. 81 回)	▲273 回 (▲0. 76 回)

4 相談者の状況について

- (1) 相談実人数は 251 人で、このうち女性は 232 人 (92.4%)、男性は 17 人 (6.8%)、不明は 2 人 (0.8%) であった。また、相談者の新規・再来別では、新規が 181 人 (72.1%)、再来が 70 人 (27.9%) であった。
- (2) 相談者の居住地別では、合併前上越市が 182 人 (72.5%)、13 区は 36 人 (14.3%)、市外・不明は 33 人 (13.2%) であった。また、相談方法の区分では、男女共同参画推進センターへの来所が 81 人 (32.3%)、電話相談が 164 人 (65.3%)、出張相談が 2 人 (0.8%)、メール等その他が 4 人 (1.6%) となっている。

【年代別集計】

18 歳未満	0 人	-
18 歳以上 20 歳未満	1 人	0.4%
20 代	36 人	14.3%
30 代	65 人	25.9%
40 代	68 人	27.1%
50 代	34 人	13.5%
60 歳以上	25 人	10.0%
不明	22 人	8.8%
合計	251 人	-

【相談経路】

本人自身	209 人	83.3%
警察関係	1 人	0.4%
法務関係	0 人	-
他の婦人相談所	3 人	1.2%
他の婦人相談員	1 人	0.4%
福祉事務所	26 人	10.3%
他の相談機関	5 人	2.0%
社会福祉施設等	3 人	1.2%
医療機関	1 人	0.4%
教育機関	1 人	0.4%
労働関係	0 人	-
民間シェルター	0 人	-
知人縁故関係	0 人	-
その他	1 人	0.4%
合計	251 人	-

5 事業の成果及び今後の課題、反省点について

- (1) 目標達成状況
 - ・配偶者等からの暴力被害の相談では、相談者に対して迅速かつ的確な助言・支援に努めたほか、緊急のケースでは一時保護施設への入所措置を講じ、被害者の安全確保を図った。
 - ・国・県等の研修会に参加し、女性相談員として必要な知識や資質の向上を図った。
- (2) 事業の成果
 - ・DVに関する相談については、内容が複雑かつ多様化してきているが、関係課や関係機関と連携したことにより、迅速に適切な支援を行うことができた。
- (3) 今後の課題
 - ・DVに関する緊急一時保護事案が継続的に発生していることから、関係課や関係機関との連携を一層強化するとともに、相談窓口の充実と周知の強化に努める必要がある。また、新型コロナウイルス感染症による社会環境の変化等に伴う不安や悩みに対しても、的確な支援ができるようスキルを高めていく。

◆男女共同参画事業

1 男女共同参画推進センター事業について

(1) 概要

- ・男女共同参画推進センターは、男女共同参画基本条例において、当市における男女共同参画の事業推進と市民活動の拠点施設として位置付けられている。(平成13年3月設置)
- ・男女共同参画推進センターでは、男女共同参画の促進に関する講座等の企画・運営や、女性相談業務及び広報活動等を行っている。

(2) 令和2年度実績

① 男女共同参画推進センター講座 (9講座・11回、264人参加)

- ・上越市男女共同参画基本計画の実効性を図るため、センター講座を開催し、男女共同参画についての周知、啓発を図った。

<講座開催実績>

No.	月日	講座名	参加人数	会場	企画・運営
1	9/12	ドキュメンタリー映画「私は男女平等を憲法に書いた」上映会&トーク	31	市民プラザ	登録団体委託※
2	10/31、 11/7、 11/28	女性市議と語る 女性の活躍を考える (全3回)	76	春日謙信交流館	登録団体委託
3	11/4	私との対話・子どもとの対話 ～これからの時代の子育てを考える～	21	市民プラザ	登録団体委託
4	11/22	「傷つくこと、傷つけること」を考える	28	市民プラザ	登録団体委託
5	11/23	子供が元気に育っていくために ～この時期につくる一生の絆と感性～	28	市民プラザ	登録団体委託
6	12/19	私の“当たり前”は本当に“当たり前”?～あなたの中に潜んでいるアンコンシャス・バイアス(無意識の偏見)に気づく～	15	市民プラザ	(公財)新潟県女性財団との共催
7	1/24	人権ってなに?私もあなたも大切ってことだよ	23	市民プラザ	登録団体委託
8	2/14	もしもパートナーが倒れたら ～いつ起こっても困らないためには～	25	春日謙信交流館	登録団体委託
9	2/25	女性活躍応援セミナー 《男女共同参画の視点から見た災害対応の取組》	17	市民プラザ	(公財)新潟県女性財団との共催
計		9講座(委託7、共催2)・11回	264		

※ 企画・運営欄における「登録団体委託」とは、上越市(男女共同参画推進センター)が登録団体に講座の企画・運営を委託したものを指す。

<講座参加者の満足度>

- ・令和2年度 73.0% (参考: 令和元年度 84.0%)・・・令和4年度目標値 80.0%

※ 第3次男女共同参画基本計画における評価指標として設定。

② 自分磨き応援講座の開催

- ・出会いや就職など、自らが希望するライフプランの実現に向けて、参加者が自らの魅力に気づき、自分らしく活躍するきっかけとしてもらうための講座を開催した。

講座タイトル：「自己肯定力を高めよう！」

レッスン1・・・自分らしい魅力で輝く！～脳・ココロ・体のセルフケア

開催日：令和3年2月2日（火）

講師：水科江利子さん（一般社団法人セルフアドヴァンス協会代表理事）

レッスン2・・・こころをポジティブに！～キモチをアゲる美容テクニック

開催日：令和3年2月9日（火）

講師：関原英里子さん（サブファメイクアップアーティスト）

参加人数：22人（レッスン1：8人、レッスン2：14人）

③ 男女共同参画推進センター出前講座（5団体・5回、272人参加）

- ・学校や企業、地域などが主催する男女共同参画に関する講座・学習会などに講師を派遣し、男女共同参画に関する意識啓発を図った。

<講座開催実績>

区分	開催回数	参加人数	実施プログラム・実施回数						
			デートDV防止	男女共同参画と人権	子育て支援、介護支援	リプロダクティブ・ヘルス/ライツ	地域の男女共同参画	ハラスメント防止	ワーク・ライフ・バランス
学校	2	178	1	-	-	-	-	1	-
企業	2	44	-	-	-	-	-	-	2
地域・市民団体	1	50	-	1	-	-	-	-	-
計	5	272	1	1	0	0	0	1	2

④ 広報事業

<情報紙「ウイズじょうえつからのおたより」の発行>

- ・年4回の発行回ごとにそれぞれテーマを設定するとともに、市内の主な施設や町内会等へ配置し、男女共同参画に関する啓発及びセンターの各種事業等について紹介した。

（発行回数：年4回、発行部数：17,500部）

—各号別発行テーマ—

- ▶ 6月25日号：「そっか。いい人生は、いい時間の使い方なんだ。」（男女共同参画週間）
- ▶ 9月25日号：「これってDV？」（女性に対する暴力をなくす運動）
- ▶ 12月25日号：「男らしさ」「女らしさ」ってなんだろう？（アンコンシャス・バイアス）
- ▶ 3月25日号：「ウイズじょうえつって、どんなところ？」（男女共同参画推進センター紹介）

⑤ 男女共同参画推進センター登録団体懇談会の開催

- ・懇談会を定期的に4回開催（うち2回は書面協議）し、センター登録団体との連携を図った。

〔 ※ 懇談会では、センター講座の企画案や情報紙の内容等について、それぞれの原案を基に協議したほか、男女共同参画に関する意見交換を行った。 〕

- ・令和3年3月末現在 センター登録団体数 20団体

2 第3次男女共同参画基本計画に関する取組状況について

(1) 第3次男女共同参画基本計画の進捗管理

① 平成30年3月に策定した第3次男女共同参画基本計画に基づき、各課等で取り組んだ令和2年度の事業実績等について整理した。

また、令和2年度の事業実施計画の進捗管理及び令和3年度の事業計画の策定について、関係課等を通じて整理を行った。

② 市が設置する各種審議会等における女性委員の登用状況に関する調査（R3.3.31現在で調査）

・調査対象とした審議会等【計123】

a. 地方自治法第180条の5第1項及び第3項の規定に基づき設置する市の執行機関等
教育委員会、選挙管理委員会、農業委員会 等 【計6・女性委員登用率14.6%】

b. 地方自治法第202条の5の規定に基づき設置する地域協議会
高田区地域協議会 等 【計28・女性委員登用率18.3%】

c. その他の審議会等（地方自治法第202条の3の規定に基づき設置する市の附属機関等）
上越市特別職報酬等審議会 等【計89・女性委員登用率31.7%】

・登用状況：令和3年3月末現在 28.2%（前年度比 -0.9ポイント）

(2) 男女共同参画審議会の開催

① 設置根拠（上越市男女共同参画基本条例第22条）

・男女共同参画の促進を総合的かつ計画的に推進する上で必要な事項を審議する。

② 所掌事務

・男女共同参画基本計画に関し、第11条第3項（男女共同参画基本計画を定める場合に審議会の意見を聴くこと）に規定する事項を処理すること。

・市長の諮問に応じ、男女共同参画の促進に関する基本的事項及び重要事項を調査審議すること。

・男女共同参画の促進に関する施策の実施状況を監視するとともに、市の施策が男女共同参画の促進に及ぼした影響を評価すること。

③ 審議会委員

・委員数 17人（任期：H31.4.1～R3.3.31） ※学識経験者、事業者、公募市民等で構成

<審議会の開催実績及び主な協議事項>

回	開催日	協議事項
第1回	8月24日（月） ※書面協議	・令和元年度の取組実績・令和2年度の事業計画について
第2回	11月12日（木）	・令和2年度の取組実績（見込）・令和3年度の事業計画（予定）について

3 その他男女共同参画事業について

(1) 男女共同参画サポーター制度

① 目的及び期待する主な役割

・地域での男女共同参画の推進に関する意識・知識の普及啓発。

・男女共同参画推進センター講座等への積極的参加や、市民に向けた参加の呼び掛け。

・サポーター自身の活動を通じて、男女共同参画の実践とそのきっかけづくり。

② 令和2年度実績

・サポーター懇談会を開催（書面協議）し、サポーター相互の交流や情報交換、今後の活動について検討したほか、サポーターからの提案や意見等を基にした啓発事業「アンコンシヤス・バイアス（無意識の偏見）展示会」を開催した。

- ・「アンコンシャス・バイアス（無意識の偏見）展示会」
開催期間・・・令和3年2月26日～3月8日
開催場所・・・上越市市民プラザ・2階ロビー
- ・令和3年3月末現在の登録者数 19人
- (2) 男女共同参画に関する職員研修会の開催
 - ・各課等の男女共同参画推進担当者（主に副課長級職員）及び保育士（園長又は副園長）を対象に研修会を開催し、職員への意識啓発を図った。
 - ～行政職員対象～
 - ・テーマ：「ひとりひとりのワークライフバランス ―女性が輝きながら働くために―」
 - ・講師：高野洋子さん（特定社会保険労務士）
 - ～保育士対象～
 - ・テーマ：「一人ひとりの個性と能力を大切に ―ジェンダーに敏感な視点を―」
 - ・講師：大島煦美子さん（公益財団法人新潟県女性財団顧問）
- (3) 女性人材バンク
 - ・上越市男女共同参画基本条例の理念にのっとり、女性の人材の情報を蓄積し、かつ、その情報を活用する制度を創設することにより、本市の審議会等の委員、研修会の講師等に積極的に女性を活用し、もって男女共同参画社会の促進に寄与することを目的としている。
 - ・利用の拡大を図るため、市のホームページへ登録情報を掲載
 - ・令和3年3月末現在の登録者数 46人

4 事業の成果及び今後の課題、反省点について

- (1) 目標達成状況
 - ・男女平等や人権に関する基本的な内容や子育て・介護などの生活に身近なテーマに加え、あらゆる分野への女性の参画や女性活躍の推進など様々なテーマの講座を開催し、男女共同参画の意義について考える機会を提供した。
- (2) 事業の成果
 - ・関係団体の委託講座のほか、地域や学校・事業所などを対象とした出前講座やサポーター等の提案による啓発事業を実施し、男女共同参画社会の必要性について、様々な分野と幅広い世代に向けて意識啓発を図ることができた。
- (3) 今後の課題
 - ・関係団体の委託講座をはじめ各種講座の開催については、参加者をあらゆる世代や分野へ向けて拡大していくとともに、男女共同参画の意識啓発を参加者へ効果的に浸透させていくための手法を工夫していく必要がある。

■令和2年度 男女共同参画推進センター講座開催実績

(登録団体委託・センター直営・県女性財団共催)

No.	講座概要	講座の趣旨	参加者の声（抜粋）	テーマ (期待する効果等)
1	<p>○期日：9/12(土)</p> <p>○会場：市民プラザ</p> <p>○講座名：ドキュメンタリー映画「私は男女平等を憲法に書いた」上映会&トーク</p> <p>○講師：-</p> <p>○参加者：31人</p> <p>○講座区分：委託講座(上越市の男女共同参画推進を推進する会)</p>	<p>・日本国憲法に男女平等の条項を盛り込んだアメリカ人女性、ベアテ・シロタ・ゴードンさんによる証言映像を通して、憲法に両性の平等が謳われた歴史を知り、個人の尊厳と男女平等について考える。</p>	<p>・日本国憲法草案に関わった外国人女性がいたことを初めて知った。</p> <p>・憲法草案が短期間に、法律の専門家以外の人によって作られたことに驚いた。</p> <p>・憲法草案にあった事実を知ることができ勉強になりました。</p>	<p>・男女共同参画の基本的知識の周知啓発の促進</p> <p>・男女平等</p>
2	<p>○期日：10/31(土)、11/7(土)、11/28(土)</p> <p>○会場：春日謙信交流館</p> <p>○講座名：女性市議と語る女性の活躍を考える</p> <p>○講師：女性市議会議員7名</p> <p>○参加者：76人(総数)</p> <p>○講座区分：委託講座(上越市まちづくり市民大学OB会)</p>	<p>・多様性のある住みよい社会を持続させていくために、固定的性別役割分担意識の解消や社会のあらゆる分野への女性の参画が必要であることを認識してもらい、町内会役員や各種団体や審議会等への女性参画促進の契機とする。</p>	<p>・時代が変わった。意思決定の場への女性参画に期待している。</p> <p>・男女共同参画が当たり前の社会を目指して行きたい。</p> <p>・いろいろな立場、環境での話だったのでためになった。自分の周囲に今一度、目を向けていたいと思う。</p>	<p>・男女共同参画の基本的知識の周知啓発の促進</p> <p>・固定的性別役割分担意識解消と男性の家庭生活、子育てへの参画の促進</p>
3	<p>○期日：11/4(水)</p> <p>○会場：市民プラザ</p> <p>○講座名：私との対話・子どもとの対話～これからの子育てを考える～</p> <p>○講師：沼尾波子さん(東洋大学国際学部教授)</p> <p>○参加者：21人</p> <p>○講座区分：委託講座(認定NPO法人 マミーズ・ネット)</p>	<p>・女性が固定的性別役割分担意識から解放され、夫など周りの理解や協力を得て、安心して子育てができるようになることについて考える。</p>	<p>・自分が生きてきた社会や受けてきた教育とこれから子どもが生きていく社会や受けるべき教育について理解が深まった。</p> <p>・自分の至らない事ばかりではなく出来ていることにも目を向けて自己肯定感を高めた。</p> <p>・子どもの良い所をたくさん見つけ苦手なところも認めていきたい。</p>	<p>・男女共同参画の基本的知識の周知啓発の促進</p> <p>・固定的性別役割分担意識解消と男性の家庭生活、子育てへの参画の推進</p> <p>・男女共同参画の視点に立った子育て支援</p>

■令和2年度 男女共同参画推進センター講座開催実績
(登録団体委託・センター直営・県女性財団共催)

No.	講座概要	講座の趣旨	参加者の声（抜粋）	テーマ (期待する効果等)
4	<p>○期日：11/22(日) ○会場：市民プラザ ○講座名：「傷つくこと、傷つけること」を考える ○講師：家高 洋さん（東北医科薬科大学哲学教室教授、東北医科薬科大学教養教育センター長） ○参加者：28人 ○講座区分：委託講座(自然な出産と母乳育児を考える会)</p>	<p>・暴力についての講義聴講の機会を設け、暴力および暴力防止をどのように思考していくかについて学び、さらに参加者同士の対話を通じて気づきを深めることで、暴力防止にむけた行動変容を考えるきっかけづくりとする。</p>	<p>・哲学者の言葉はやや難しかったが、後半で理解が進んだ。 ・テーマが大きすぎ、焦点が絞りにくいと感じた。 ・コロナ対策のためグループワークを実施できず、参加者同士が話し合い、考えるきっかけの場となりにくかった。</p>	<p>・男女共同参画の基本的知識の周知啓発の促進 ・DVやセクシュアルハラスメントを含むあらゆる暴力の防止</p>
5	<p>○期日：11/23(月) ○会場：市民プラザ ○講座名：「子どもが元気に育っていくために」～この時期につくる一生の絆と感性～ ○講師：松居 和さん（音楽家、思想家、元埼玉県教育委員会委員長） ○参加者：28人 ○講座区分：委託講座(自然な出産と母乳育児を考える会)</p>	<p>・講義を聴講することで、母親となる過程にある女性が子育てについて考えるきっかけや女性が自分なりに子育ての課題を捉えエンパワメントされるきっかけづくりとする。 ・地域で子育てを支える社会について、参加者が考え行動し安心して産み育てられる環境づくりの一助とする。</p>	<p>・参加して心から良かったと思う。母として心身ともに健康で子供に寄り添っていきたいと思う。 ・「子どもが親を育てる」、「相手の気持ちを理解しようとしたときに平和になる」、「親の感謝が保育士を育てる」という言葉が印象に残った。子育てのすばらしさを教えてもらった。</p>	<p>・男女共同参画の基本的知識の周知啓発の促進 ・男女共同参画の視点に立った子育て支援 ・女性の性と生殖に関する健康と権利の普及啓発</p>
6	<p>○期日：12/19(土) ○会場：市民プラザ ○講座名：私の“当たり前”は本当に“当たり前”？ ～あなたの中に潜んでいるアンコンシャス・バイアス（無意識の偏見）に気づく～ (ワーク・ライフ・バランス推進講座) ○講師：田中亮祐さん (株式会社ワークライフバランス代表) ○参加者：15人 ○講座区分：センターと(公財)新潟県女性財団との共催</p>	<p>・“無意識の偏見”を解消しながら一人ひとりがこれまでの生活を見直し、あらためて職場や家庭での役割や社会との結びつきを構築することで「家庭内の不調和」を“予防”する。 ・上越市男女共同参画推進センターの取組と認知度のアップ。</p>	<p>・たくさんの気づきがあり、とても有意義な一日だった。 ・自分が偏見を持っていたことに気が付いた。 ・堅い頭がとても柔らかくなった。他者とのコミュニケーションをとることで多様性を感じた。</p>	<p>・男女共同参画の基本的知識の周知啓発の促進 ・男女共同参画の視点に立った社会制度・慣行の見直し ・労働環境の見直しの推進</p>

■令和2年度 男女共同参画推進センター講座開催実績

(登録団体委託・センター直営・県女性財団共催)

No.	講座概要	講座の趣旨	参加者の声（抜粋）	テーマ (期待する効果等)
7	<p>○期日：1/24(日) ○会場：市民プラザ ○講座名：人権って何？あなたも私も大切ってことだよ ○講師：富坂一長さん（上越人権擁護委員協議会 副会長） ○参加者：23人 ○講座区分：委託講座(C A P・じょうえつ)</p>	<p>・人権擁護委員や学校の取組を知り、人権意識を高めることで、虐待、DV、いじめ、差別などの行為が人権侵害であると気づき、地域の子どものあらゆる暴力から護る取組に対する意識高揚を図る。</p>	<p>・「安心」「自信」「自由」というシンプルな言葉を改めて心に刻みました。シンプルながらもすごく重みのあるワードだ。 ・「暴力とは何か」「デートDVなどはどう解決していくべきか」等、難しい疑問がたくさんあると感じた。言葉だけでなく、どう行動していくかを大人も子どもも全員が考えられればいい。</p>	<p>・男女共同参画の基本的知識の周知啓発の促進 ・DVやセクシュアル・ハラスメントを含むあらゆる暴力の防止</p>
8	<p>○期日：2/14(日) ○会場：春日謙信交流館 ○講座名：もしもパートナーが倒れたら ～いつ起こっても困らないためには～ ○話題提供者：高山優子さん（防災士） ○参加者：25人 ○講座区分：委託講座(男女共同参画を応援する市民の会)</p>	<p>・家庭生活において何らかの理由でパートナーが不在になる事態に備え、育児や日常の家事、介護のことなどについてパートナー同士で話し合う必要性を理解してもらい、家庭生活はお互いに理解し助け合って築いていくものであるということを確認してもらった。</p>	<p>・改めて夫婦のあり方について考える機会になった。 ・家事を少しずつ取り組むよう努力したい。自分のことは自分でやるように心がけたい。日頃から夫婦や家族の対話も心がけたい。 ・大変参考になる話が聞けて良かった。良い気づきになった。</p>	<p>・男女共同参画の基本的知識の周知啓発の促進 ・固定的性別役割分担意識の解消と男性の家事・育児・介護等への参画の促進 ・男女共同参画の視点に立った介護支援</p>
9	<p>○期日：2/25(木) ○会場：市民プラザ ○講座名：女性活躍応援セミナー ～女性が活躍できる社会づくり講座～ 男女共同参画の視点から見た災害対応の取組 ○講師：佐竹直子さん（子育て防災支援士） ○参加者：17人 ○講座区分：センターと(公財)新潟県女性財団との共催</p>	<p>・様々な分野・場面における「女性の活躍推進」を更に進めるため、取組事例の紹介や意見交換・情報交換などを行うセミナーを開催し、市民や企業等への意識啓発を図る。</p>	<p>・参加してよかった。参考になることがたくさんあった。 ・災害は特別なものではなく日常なのだと感じた。非常時でも日々の生活ができるようにみんなで考えていきたい。 ・講師の話やワークショップがとても参考になった。</p>	<p>・男女共同参画の基本的知識の周知啓発の促進 ・女性の能力発揮への支援 ・企業、団体、学校、地域等における方針決定の場への女性の参画推進</p>

■令和元年度男女共同参画推進センター講座開催実績
(登録団体委託・センター直営・県女性財団共催)

(その他の講座) * 「上越市まち・ひと・しごと創生総合戦略」に基づく講座の位置付け

No.	講座概要	講座の趣旨	参加者の声（抜粋）	テーマ (期待する効果等)
1	<p>○期日：2/2(火)、2/9(火) ○会場：市民プラザ ○講座名：自分磨き応援講座 「自己肯定力を高めよう！」 ○講師（2/2開催） ・水科江利子さん （一般社団法人セルフアドヴァンス協会代表理事） ○講師（2/9開催） ・関原英里子さん （サブファメイクアップアーティスト） ○参加者：22人(総数) ○講座区分：センター直営講座</p> <p>※「上越市まち・ひと・しごと創生総合戦略」に基づく事業の一つとして開催</p>	<p>・就職や出会い、結婚など、希望するライフプランの実現をサポートするため、大人のマナーやコミュニケーション力の向上などすぐに役立つスキルを学び、自分らしく活躍するきっかけづくりとする。</p>	<p>・経験されたからこそその熱のある講演で感動した。今、私のできることをしようと思った。それは、自分を愛すること。 ・「ネガティブな思考をしないこと」「自分を全部好きにならなくてもよい、嫌いにならないで」など、心に響いた。 ・ポジティブな気持ちになった。 ・できることから少しやろうという気持ちが持てた。コロナ禍だからこそ、あきらめず自己肯定することがとても大切だと改めて思えた。 ・このような講座を定期的に開いていて良いと思う。「自分を変えるのは自分次第」それが分かった。頑張りたい。</p>	<p>・「上越市まち・ひと・しごと創生総合戦略」の結婚・出産・子育ての分野において、若い世代の希望を実現しやすい環境を整える。 （出会い・出産・子育ての希望を実現しやすい環境づくり）</p>

令和2年度 情報紙「ウイズじょうえつからのおたより」一覧

情報紙名	主な掲載内容
<p>「ウイズじょうえつ」 からのおたより 2020. 6. 25 号</p>	<p>「そっか。いい人生は、いい時間の使い方なんだ。 ～ワクワク・ライフ・バランス～」 (令和2年度男女共同参画週間キャッチフレーズ)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「家族でお互いの時間の使い方を見直してみませんか」 ・女性相談窓口のご案内 ～あなたの悩みに寄り添います～ ・図書コーナーのご案内
<p>「ウイズじょうえつ」 からのおたより 2020. 9. 25 号</p>	<p>「これってDV？」(DVは重大な人権侵害です)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・デートDVについて ・「女性に対する暴力をなくす運動」期間、パープルリボン ・女性相談をご利用ください
<p>「ウイズじょうえつ」 からのおたより 2020. 12. 25 号</p>	<p>「男らしさ」「女らしさ」ってなんだろう？</p> <ul style="list-style-type: none"> ・アンコンシャス・バイアス(無意識の偏見)、ジェンダーギャップについて ・図書コーナーをご利用ください ・女性相談をご利用ください
<p>「ウイズじょうえつ」 からのおたより 2021. 3. 25 号</p>	<p>「ウイズじょうえつ って、どんなところ？」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ウイズじょうえつ(男女共同参画推進センター)の紹介 ～情報紙・図書コーナー・出前講座・女性相談～ ・各種講座の紹介、センター登録団体の募集 ・女性相談窓口案内

ウィズ じょうえつ からの おたより

そっか。いい人生は、
いい時間の
使い方なんだ。

~ワクワク・ライフ・バランス~

令和2年度
男女共同参画週間キャッチフレーズ（内閣府男女共同参画局）



仕事、家事・育児・介護、学び、趣味・娯楽…あなたの一日は主にどんなことに時間を使っていますか？
自分自身のこと、家族、地域、社会との関わりバランスはとれていますか？

家族でお互いの時間の使い方を見直してみませんか（裏面へ続く）

女性相談窓口のご案内（無料）～あなたの悩みに寄り添います～

コロナ禍の中で日常の変化に戸惑うことはありませんか。問題が深刻になるほど、ひとりで悩みを抱えてしまうケースがあります。

ウィズじょうえつ内に相談窓口があります。秘密は固く守ります。男性や匿名のご相談もお受けします。ひとりで悩まず、ご相談ください。

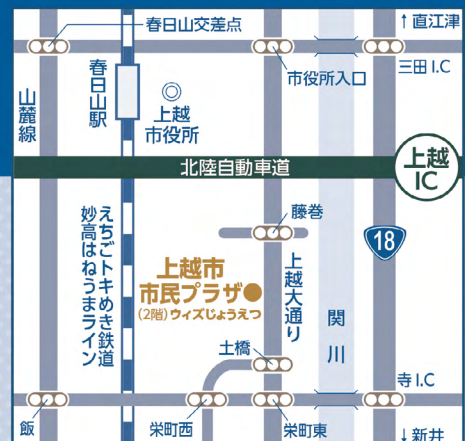
- ◆相談場所 ウィズじょうえつ（上越市市民プラザ2階）内 〒943-0821 上越市土橋1914-3
※公の施設での出張相談も行っています。出張相談は相談希望日の3日前までにご予約ください。
 - ◆開設日時 月曜日～土曜日／午前9時～午後5時（火曜日は午後7時まで電話相談のみ延長）
※日曜日、祝日、年末年始（12月29日～翌年1月3日まで）
市民プラザ休館日（毎月第3水曜日、ただしこの日が祝日の場合はその翌日）はお休みです。
- 専用ダイヤル・連絡用メール TEL 025-527-3614 E-mail / w-soudan@city.joetsu.lg.jp

お問合せ先

ウィズ じょうえつ（上越市男女共同参画推進センター）

住所：〒943-0821 上越市土橋1914番地3 上越市市民プラザ2階
 TEL 025-527-3624 FAX 025-522-8240
 E-mail : d-sankaku@city.joetsu.lg.jp
 開設時間：月曜日～金曜日の午前8時30分～午後5時15分
 お休み：土・日曜日、祝日、年末年始（12月29日～翌年1月3日まで）
 市民プラザ休館日（毎月第3水曜日、ただしこの日が祝日の場合はその翌日）

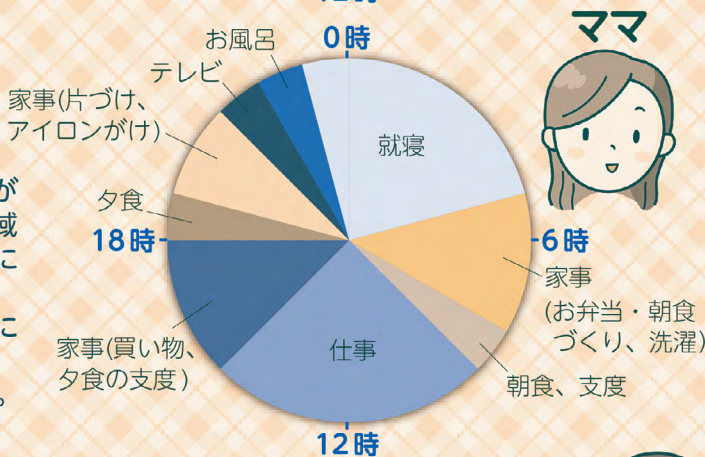
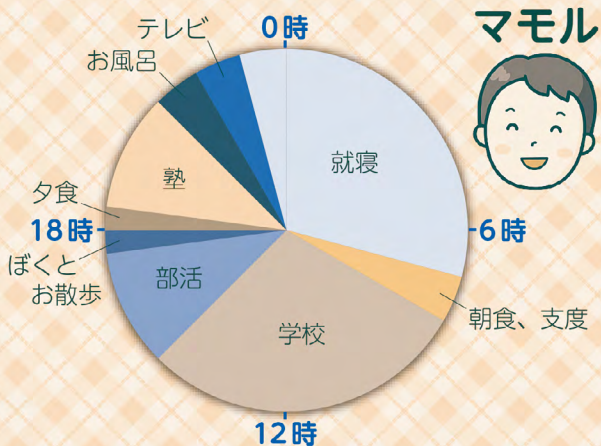
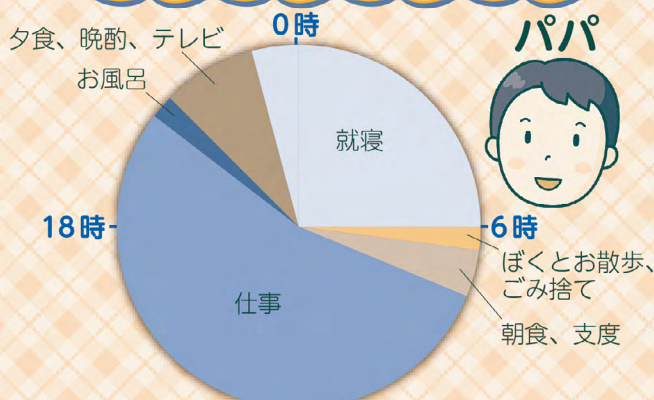
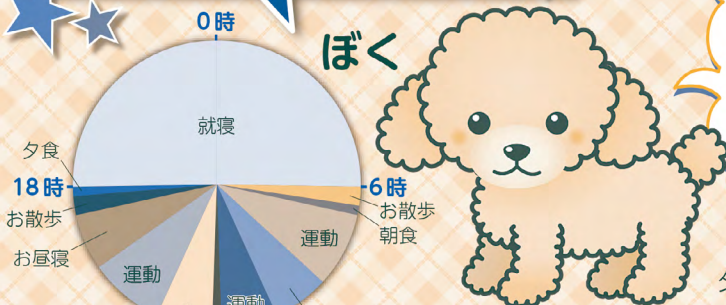
この紙面について、
お気軽にご感想を
お寄せください。



新型コロナウイルス感染拡大防止のため、在宅勤務や休校に取り組んだことで、生活習慣や家庭内の役割を見直す機会にもなっています。
ある家族の一日をモデルに、ワーク・ライフ・バランスについて考えてみましょう。

ボス一家の一日

ぼくは犬のボス。
ぼくのお家は、サラリーマンのパパ、パートのママ、中学生のマモルの3人と1匹で暮らしているよ。みんなどんな一日を過ごしているのかな。
みんなと一緒に過ごせる時間、自分自身のための時間はどれくらいあるのかな？



みんなでお互いの一日を見直したら、ママの睡眠時間が一番少ないことに気づいて、普段はママが出ている地域のイベントに、休日はパパが積極的に出てくれるようになったよ。そしたら、ご近所にお友達もできたって。マモルは、朝、パパと一緒にぼくのお散歩に行くことにしたよ。二人とも、アイロンがけにもチャレンジしてみるって。他にもどんな工夫ができるかな？

ウィズじょうえつからのお知らせ

図書コーナーのご案内 (主に男女共同参画に関するプチ図書館です)

備え付けの「図書貸出カード」に記入し、本と一緒にウィズじょうえつ窓口に提出してください。1度に5冊まで、貸出期間は2週間です。また、書架の前に、どなたでもご利用いただける談話スペースもあります。市民プラザへお越しいただいた際の待ち時間などにもぜひご利用ください。

◆図書の一部をご紹介します◆

書籍名	著者	出版社
世界を変えた10人の女性 お茶の水女子大学特別講義	池上 彰	文春文庫
あやうく一生懸命生きる場所だった	ハ・ワン (岡崎暢子: 訳)	ダイヤモンド社
ケーキの切れない非行少年たち	宮口 幸治	新潮新書

ウィズじょうえつ からのおたより

これってDV?

ドメスティック・バイオレンス



＜女性は約3人に1人、男性は5人に1人が配偶者から被害を受けています(H30内閣府調査より)＞
配偶者や交際相手から身体や心を深く傷つけられても、いつの間にか「自分が悪い…」、「自分さえ我慢すれば…」と思い込んでいませんか。

DVはどんな理由があっても認めることのできない、重大な人権侵害です。
また、身体的暴力だけがDVではありません。子どもの前での暴力行為(面前DV)、性行為の強要、経済的暴力、バカにするような言葉や無視し続けるなどの心理的攻撃…最初は小さな悩みが、日に日にあなたを追い詰めていませんか。

あなたが受けている行為、これって、DVかもしれません。

(裏面へ続く)

毎年11月12日から11月25日
(女性に対する暴力撤廃国際日)までの
2週間は「女性に対する暴力をなくす運動」期間です

パープルリボンを身に着けて、「暴力NO」の意思表示を!

パープルリボンは女性に対する暴力根絶運動の国際的なシンボルマークです。
あなた自身のために。大切な人のために。リボンを手にとってみませんか。

ウィズじょうえつ(上越市男女共同参画推進センター)では、常時パープルリボンバッジを配布しています。

お問合せ先

ウィズじょうえつ(上越市男女共同参画推進センター)

住所:〒943-0821 上越市土橋1914番地3 上越市市民プラザ2階

TEL 025-527-3624 FAX 025-522-8240

E-mail: d-sankaku@city.joetsu.lg.jp

開設時間:月曜日～金曜日の午前8時30分～午後5時15分

お休み:土・日曜日、祝日、年末年始(12月29日～翌年1月3日まで)

市民プラザ休館日(毎月第3水曜日、ただしこの日が祝日の場合はその翌日)

この紙面について、
お気軽にご感想を
お寄せください。



DV は中高生など若年層のカップルでも発生しています ある家族の悩みをモデルに、「デートDV」について考えてみましょう

ボス一家の悩み



ボス

ぼくは犬のボス。
大学生のお姉ちゃんが東京で一人暮らしをしているんだけど、ママに何やら深刻な相談をしていたんだ…

長男のマモルは、買ってもらったばかりのスマホを壊して、ママに叱られちゃった。
マモルの様子が変わるから、パパが話を聞いてみたんだけど…

ぼくが後輩の女の子と SNS でやりとりしたのを彼女が知って、「彼氏なんだから私以外の女子と仲良くしないで」って怒って、ぼくのスマホを壊しちゃったんだ。
デートの時も、ワリカンにしようとしたら「男が払うものでしょ」ってケンカになって、SNS で「ケチな彼氏」なんて発信されちゃった…
友達に相談したら、「別れなよ」、「愛されてるよね」、「お前が悪い」って言われて。
どうしたらいい？



パパ



マモル

パパもママも心配しつつも、
恋人同士のケンカに親が意見を
言っているのかな？って、
悩んでいるけど、このままで
いいのかな？
これって、ケンカの範囲内!?

恋人間に上下関係があって
相手を色々な方法で支配する
行為は「デートDV」です



ママ

周りで新型コロナウイルスに感染した人が居て、怖くてアルバイトができないの。仕送り増やしてもらえる？

心配して先月から増やしたんだよ。足りないの？

友達も生活が苦しくて、放っておけないから、一緒に暮らそうと思って。

どんなお友達？

…

彼氏？

うん。

彼は自分のお家に頼れないの？

家計に余裕がないから無理なんだって。お金渡さないと別れるって言われて…

そう言われて、彼のことはどう思っているの？

私がいないと生活できなくて心配だし、別れるのもイヤなの。彼の機嫌を損ねると怖いし…



お姉ちゃん

こんなことがあったら…

- ・不用意に SNS 等で発信するよりも、問題が大きくなる前に信頼のできる人に相談しましょう。
- ・周りに相談できる相手がない場合は、女性相談などに相談しましょう。未成年でも相談できます。
- ・相談を受けた人は、相手を叱ったり、責める前に、まず受け止め、相談したことを労いましょう。

パートナー、交際相手との関係に悩んでいる

DV、ストーカー行為等で困っているが、誰に助けを求めたらよいかわからない…

女性相談をご利用ください

※男性や匿名のご相談もお受けします

ウィズじょうえつ内に相談窓口があります。秘密は固く守ります。ひとりで悩まず、ご相談ください。

- ◆相談場所 ウィズじょうえつ (上越市市民プラザ2階) 内 〒943-0821 上越市土橋1914-3
※公の施設での出張相談も行っています。出張相談は相談希望日の3日前までにご予約ください。
- ◆開設日時 月曜日～土曜日 / 午前9時～午後5時 (火曜日は午後7時まで電話相談のみ延長)
※日曜日、祝日、年末年始 (12月29日～翌年1月3日まで)
市民プラザ休館日 (毎月第3水曜日、この日が祝日の場合はその翌日) はお休みです。

専用ダイヤル・連絡用メール TEL / 025-527-3614 E-mail / w-soudan@city.joetsu.lg.jp

ウィズ じょうえつ からの おたより 「男らしさ」「女らしさ」ってなんだろう？

ぼくは犬のボス。

散歩をしていたら、近所のおばちゃんに「“ボス”なんて、男らしい名前をつけてもらったね」って言われたけど、ぼくはメスなんだよ。

“男らしい”ってなんだろう？

「ボス=BOSS」って、実力者とか、上司、重役、親分、長なんて意味らしいけど・・・



ボス



マモル

ぼくの飼い主で長男のマモルは中学生。

趣味はお菓子作りだけど、お友達に「女子みたい」って言われたんだって。

男子がお菓子を作ったらおかしいの？

お菓子を作る男性の職人さんはたくさんいるのにね。

職場、地域、家庭、学校、様々な場所、場面で、無意識のうちに「男だから」、「女だから」と決めつけていることはありませんか？固定観念から、「家事・育児は女性がするもの」と言うような性別による役割分担を始め、「男性だから一家の大黒柱であるべき」、「男性は女性より収入が多くなければならない」というプレッシャーを与えられ、生きづらさを感じている人も多くいます。

このような「無意識の偏見(アンコンシャス・バイアス)」は、誰もが思い当たるのではないのでしょうか。

男は弱音をはいちゃいけない

女性はスイーツが好き

女性だから自動車の長距離の運転は苦手

世帯主は男性

町内会長は男性がするもの

デートは男性がリードし、お金を払う

窓口業務は女性の仕事

炊き出し・救護は女性の役割

これらは男女の区別が本当に必要なことでしょうか？

私たちはなぜこのように思い込み、決めつけてしまっているのでしょうか？

裏面に続きます→

お問合せ先

ウィズ じょうえつ (上越市男女共同参画推進センター)

住所：〒943-0821 上越市土橋1914番地3 上越市市民プラザ2階

TEL 025-527-3624 FAX 025-522-8240

E-mail : d-sankaku@city.joetsu.lg.jp

開設時間：月曜日～金曜日の午前8時30分～午後5時15分

お休み：土・日曜日、祝日、年末年始(12月29日～翌年1月3日まで)

市民プラザ休館日(毎月第3水曜日、ただしこの日が祝日の場合はその翌日)

この紙面について、お気軽にご感想をお寄せください。



子どものころ、「もっと女の子らしい服を着ればいいのに」、「男なら泣くな」なんて言われたことはありませんか？ 女の子らしい服ってどんな服？ 男は泣いちゃいけないの？・・・大人たちの昔からの慣習、イメージが、子どもの成長過程で影響を与えていることも「思い込んで」しまう理由の一つにあげられます。

このことが、「家事・育児は女性がするもの」というようなイメージを固定化し、性別で男女の役割を決めつけることにも繋がり、育児に専念したい男性や社会で活躍する女性の阻害要因にもなります。

教育の現場や企業では、男女の役割に関する固定的観念（ジェンダーバイアス）を解消するよう、変化が見られます。



今はいろんな色のランドセルがあって、お姉ちゃんは水色のランドセルで小学校に通ったけど、ママが子どもの頃は男子=黒、女子=赤が暗黙の了解だったわ。



パパは友達と「くん」付けで呼び合っていたけど、今は男子も女子も「さん」と呼ぶようにしているんだね。名簿も男子が先、女子が後だったのが、男女混合になっているね。



就職活動の時、企業によっては、履歴書の様式に性別欄がなかったの。性別によって採用の優劣をつけないことや、トランスジェンダー*の配慮として、履歴書から性別欄を無くす取り組みもあるのね。

お姉ちゃん

* 性自認が生物学的性別と一致せず、割り当てられた性別の枠を越えようとする人

日本は、国ごとの男女格差の度合いを示す「ジェンダーギャップ指数ランキング」（世界経済フォーラム）で、2019年には153か国中121位でした。このランキングは、政治、経済、教育、健康で男女格差を指数化しているもので、日本はとりわけ政治と経済の順位が低く、深刻な男女格差（ジェンダーギャップ）が存在しています。

また、「無意識の偏見」で生じる問題は、男女格差だけではなくありません。自分の「当たり前」を他人に押し付けることは、差別や偏見、ハラスメントなどの人権問題全般に繋がります。

人ができるだけ「偏見」を持たずに育つには、「女らしさ」「男らしさ」よりも「自分らしさ」を大切に、自分自身も相手の個性も認めながら、成長過程で多様な人と人間関係を築いていくことが大切です。

◆ 図書コーナーをご利用ください ◆ こんな図書があります

	書籍名	著者	出版社
絵本	ちいさなフェミニスト宣言	デルフィーヌ・ボーヴォワ・文	現代書館
単行本	これからの男の子たちへ	太田啓子	大月書店

ベアテさんコーナー

9月12日に開催したセンター講座「ドキュメンタリー映画上映会&トーク「私は男女平等を憲法に書いた」の貸出DVDや、関連図書をセンターに設置しています。



「女性だから」、「男性だから」、「私が頑張らなきゃいけないから」、「私が悪いから」…そんな「思い込み」、「決めつけ」で生きづらさを感じていませんか？

女性相談をご利用ください ※男性や匿名のご相談もお受けします

ウィズじょうえつ内に相談窓口があります。秘密は固く守ります。ひとりで悩まず、ご相談ください。

- ◆相談場所 ウィズじょうえつ（上越市市民プラザ2階）内 〒943-0821 上越市土橋1914-3
※公の施設での出張相談も行っています。出張相談は相談希望日の3日前までにご予約ください。
- ◆開設日時 月曜日～土曜日／午前9時～午後5時（火曜日は午後7時まで電話相談のみ延長）
※日曜日、祝日、年末年始（12月29日～翌年1月3日まで）
市民プラザ休館日（毎月第3水曜日、この日が祝日の場合はその翌日）はお休みです。

専用ダイヤル・連絡用メール TEL / 025-527-3614 E-mail / w-soudan@city.joetsu.lg.jp

ウィズじょうえつ からのおたより

(男女共同参画推進センター)

ウィズじょうえつ って、どんなところ?



ボス

ぼくの飼い主で長男のマモルは中学生。
学校で「男女共同参画」について勉強しているんだって。
マモルはウィズじょうえつ（男女共同参画推進センター）に行って調べてきたって言うんだけど、「ウィズじょうえつ」ってどんなところだろう？

学校で「男女共同参画」について勉強しているんだけど、学校にある本を読んでも難しく、ママに相談したら、市民プラザにある「ウィズじょうえつ（男女共同参画推進センター）」を紹介してくれたんだ。「男女共同参画」って、「男の人も家事をしよう」ということなんだと思っていたけど、最近のニュースでも話題になっている「ジェンダーの平等」とか、「ワーク・ライフ・バランス」、「少子・高齢化」、「ハラスメントの防止」、「暴力の防止」って、生活の様々なことに関わるんだってということが分かったよ。ぼくの家族は、みんながウィズじょうえつを利用したことがあるんだ。せっかくだから、みなさんにも「ウィズじょうえつ（男女共同参画推進センター）」がどんなところか紹介するね。

「ウィズじょうえつ」には「男女共同参画」の情報がたくさんあるよ！

上越市民の男女共同参画に対する意識調査をしたり、それを基に男女共同参画が浸透するまちになるようにいろいろな計画を作ったりしているんだ。ウィズじょうえつには、国や県の資料、関係団体のチラシ、こども向けの参考図書も置いてあるよ。



マモル

情報紙「ウィズじょうえつからのおたより」を発行しています

この情報紙、「ウィズじょうえつからのおたより」は年4回程度発行されていて、市の主要施設に置いてあるし、ホームページにも掲載されているから、ぼくも読んだことがあるよ。最近、毎号ボスが目印になっているよ。

プチ図書コーナーがあります

小さな図書コーナーがあって、ママはよく利用しているの。
ジェンダー、LGBT、女性活躍、子育てや防災の本なんかもあって、小さいコーナーだけど充実しているのよ。最近のおススメの本は「フィンランド人はなぜ午後4時に仕事が終わるのか」。
フィンランドは幸福度世界1位の国。そして、首相が世界最年少34歳の女性首相なの。
日本は2019年にはジェンダーギャップ指数が153か国中121位だったのよ。どうしたらそんなに豊かな国になれるのかしら。見習わなくっちゃ。

※ジェンダーギャップ指数ランキング（世界経済フォーラム）：国ごとの男女格差の度合いを示すもの。政治、経済、教育、健康の分野で男女格差を指数化している。



ママ

出前講座を活用しよう！

パパは会社で「ハラスメント防止」の職員研修をするために、「出前講座」を利用したことがあるよ。
ウィズじょうえつに申し込みをして、会社に講師を派遣してもらったんだ。
学校や町内会では「こどもへの暴力防止」とか「デートDV防止」がよく利用されているみたいだね。



パパ

お問合せ先

ウィズじょうえつ（上越市男女共同参画推進センター）

住所：〒943-0821 上越市土橋1914番地3 上越市市民プラザ2階

TEL 025-527-3624 FAX 025-522-8240

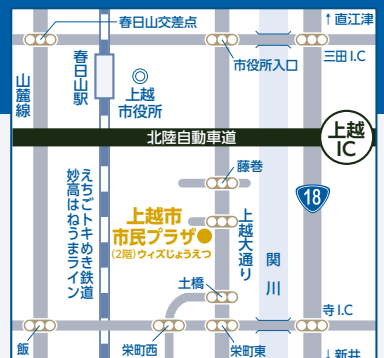
E-mail : d-sankaku@city.joetsu.lg.jp

開設時間：月曜日～金曜日の午前8時30分～午後5時15分

お休み：土・日曜日、祝日、年末年始（12月29日～翌年1月3日まで）

市民プラザ休館日（毎月第3水曜日、ただしこの日が祝日の場合はその翌日）

この紙面について、
お気軽にご感想を
お寄せください。



各種講座を実施しています

男女共同参画社会の推進のため、年10回程度の「講座」を実施しています。

令和2年度は下記の講座を実施しました。

このうち7つの講座は、ウィズじょうえつに登録している市民団体が企画・運営しています。

講座名称	講師	概要	企画・運営団体
ドキュメンタリー映画上映会&トーク 「私は男女平等を憲法に書いた」	-	男女平等を憲法の草案に書いたベアテ・シロタの証言を綴った映画「私は男女平等を憲法に書いた」の鑑賞と参加者同士のトーク。	上越市の男女共同参画を推進する会
女性市議と語る女性の活躍を考える	上越市議7名	女性市議7人による講話と参加者同士のトーク。議員立候補の経緯や女性の参画の必要性等に関する講話から、参加者同士で女性の参画を妨げる要因等について考える。	上越市まちづくり市民大学OB会
私との対話・子どもとの対話 ～これからの時代の子育てを考える～	東洋大学 沼尾波子教授	一人で完璧に家事や育児をするよりも、夫等周りの理解や協力を得たほうが安心して子育てができることを理解する。	NPO法人マミーズ・ネット
「傷つくこと、傷つけること」を考える	東北医科薬科大学 高家洋准教授	どの暴力も“根っこは同じ”であるという視点から“私の中に潜む「暴力」”とはなにか、暴力について思考する。	自然な出産と母乳育児を考える会
子どもが元気に育っていくために ～この時期につくる一生の絆と感性～	音楽家、思想家、元埼玉 県教育委員会委員長 松居和氏	自らの子育てや子育てを取り巻く社会など、女性が安心・安全に母親となることについて考える。	自然な出産と母乳育児を考える会
人権ってなに？私もあなたも大切に てことだよ	人権擁護委員 富坂一長氏	子どもが「生まれてきてよかった」と思えるよう、家族や学校、地域みんなが協力してあらゆる暴力から子どもを守り、子どもの人権を意識する。	CAP・じょうえつ
もしもパートナーが倒れたら	話題提供者 元消防士 高山優子氏	就労、子育て、介護などの経験者から家庭の「いざ」について話題提供いただき、参加者同士のトークで家庭内の役割や分担について考える。	男女共同参画を応援する市民の会
《女性財団共催事業》 私の“当たり前”は本当に“当たり前”？～あなたの中に潜んでいるアンコンシャス・バイアス（無意識の偏見）に気づく～	株式会社WLB 代表田中亮祐氏	「無意識の偏見」を解消しながら、職場や家庭での役割、社会との結びつきを考える。	ウィズじょうえつ直営 (公益財団法人新潟県女性財団地域セミナーIN上越)
《自分磨き講座》 自己肯定力を高めよう！	レッスン1： 水科江利子氏 レッスン2： 関原英里子氏	自分が希望するライフプランの実現をサポートするため、ポジティブで魅力的な自分を引き出すスキルを学ぶ。	ウィズじょうえつ直営
《女性活躍応援セミナー》 男女共同参画の視点から見た災害対応の取組	子育て防災士 佐竹直子氏	さまざまな分野や場面における「女性の活躍推進」を進めるためのセミナー。災害時の対応や防災について、男女共同参画の視点で考える。	

※上記講座は終了しています。

男女共同参画社会の実現に向けた活動をセンター等と連携して取り組むこと等を目的に登録団体を募集しています。

登録団体の募集及び紹介は、下記の市ホームページをご覧ください。

<https://www.city.joetsu.niigata.jp/soshiki/danjo/center-tourokudantai.html>

女性相談があります

配偶者、パートナーからのDVや恋人間のデートDV、日常の悩みも相談にのってくれる「女性相談」もあるのよね。

私も利用したことがあるけど、個室で、女性の相談員さんが話を聞いてくれたわ。先に電話で時間の予約をすると、面談の相談もスムーズよ。



ウィズじょうえつ内に相談窓口があります。秘密は固く守ります。ひとりで悩まず、ご相談ください。

- ◆相談場所 ウィズじょうえつ（上越市市民プラザ2階）内 ☎943-0821 上越市土橋1914-3
※公の施設での出張相談も行っています。出張相談は相談希望日の3日前までにご予約ください。
- ◆開設日時 月曜日～土曜日／午前9時～午後5時（火曜日は午後7時まで電話相談のみ延長）
※日曜日、祝日、年末年始（12月29日～翌年1月3日まで）
市民プラザ休館日（毎月第3水曜日、この日が祝日の場合はその翌日）はお休みです。

専用ダイヤル・連絡用メール TEL / 025-527-3614 E-mail / w-soudan@city.joetsu.lg.jp

令和 2 年度 上越市の男女共同参画の取組

令和 3 年 12 月発行

発行 新潟県上越市

自治・市民環境部 共生まちづくり課 男女共同参画推進センター(ウイズじょうえつ)

〒943-0821 上越市土橋 1914-3 上越市市民プラザ 2 階

TEL 025-527-3624 FAX 025-522-8240